

令和3年第2回せたな町議会定例会 第1号

令和3年6月8日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問

○出席議員（12名）

1 番	吉 田	実 君	2 番	梶 田	道 廣 君
3 番	本 多	浩 君	4 番	橋 本	一 夫 君
5 番	熊 野	主 税 君	6 番	道 高	勉 君
7 番	大 湯	圓 郷 君	8 番	横 山	一 康 君
9 番	石 原	広 務 君	10 番	平 澤	等 君
11 番	菅 原	義 幸 君	12 番	真 柄	克 紀 君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高 橋	貞 光 君
教育委員会	教育長	小 板 橋	司 君
農業委員会	会長	原 田	喜 博 君
選挙管理委員会	委員長	大 坪	観 誠 君
代表監査委員	残 間		正 君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木	正 則 君
総 務 課 長	原	進 君
まちづくり推進課長	佐 藤	英 美 君
財 政 課 長	佐 野	英 也 君
税 務 課 長	濱 登	幸 恵 君
町民児童課長	濱 口	喜 秋 君

認 定 こ ど も 園 長	伊 藤	藤 口	悦	子 靖	君
保 健 福 祉 課 長	河 八	原 木	泰 忠	平 義	君
農 務 課 長	平 高	田 橋	大	輔 純	君
水 産 林 務 課 長	西 小	村 林	晋 和	悟 仁	君
建 設 水 道 課 長	阪 井	井 村	世 裕	紀 行	君
会 計 管 理 者	奥 中	村 川	大	樹 讓	君
国 保 病 院 事 務 局 長	浜 藤	高 谷	正 知	明 昭	君
総 務 課 長 補 佐	長 吉	内 田		京 哉	君
まちづくり推進課長補佐	金 鈴	澤 木	有 喜	嗣 平	君
財 政 課 長 補 佐	手 中	塚 山	涼 清	人 春	君
税 務 課 長 補 佐	斉 伊	藤 内	哲 哲	章 史	君
町 民 児 童 課 長 補 佐	竹 黒	澤 守	亜 美	希 知	子 君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	古 垣	本 勢	亜 利	珠 子	君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	伊 山	本 島		亮 亨	君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	岡 又	村 船	讓	二 智	君
農 務 課 長 補 佐	稲 大	久 保	洋 麻	志 未	君
建 設 水 道 課 長 補 佐					
建 設 水 道 課 長 補 佐					
国 保 病 院 事 務 局 次 長					
総 務 課 主 幹					
総 務 課 主 幹					
まちづくり推進課主幹					
まちづくり推進課主幹					
町 民 児 童 課 主 幹					
保 健 福 祉 課 主 幹					
保 健 福 祉 課 主 幹					
保 健 福 祉 課 主 幹					
水 産 林 務 課 主 幹					
地 域 生 活 係 長					
情 報 管 理 係 長					
財 政 係 長					
包 括 支 援 係 長					

《大成総合支所》

支 所 長	杉 村	彰 君
-------	-----	-----

《瀬棚総合支所》

支 所 長	神 田	昌 君
-------	-----	-----

養護老人ホーム三杉荘所長 横 川 忍 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	丹 羽 優 君
次 長	古 畑 英 規 君
主 幹	杉 村 輝 明 君
主 幹	長 内 解 人 君
主 幹	尾 野 真 也 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	西 田 良 子 君
係 長	小 池 秀 樹 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	原 進 君
書 記 次 長	小 林 和 仁 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	丹 羽 小 百 合 君
次 長	上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	丹 羽 小 百 合 君
次 長	上 野 朋 広 君
主 事 補	大 辻 省 吾 君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達してございます。令和3年第2回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において3番、本多浩議員、4番、橋本一夫議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は本日と明日の2日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日と明日の2日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第4 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） 行政報告をさせていただきます。

まず令和2年度各会計決算状況について報告をいたします。

一般会計のほか、特別会計9会計と公営企業である病院事業会計の合わせて11会計でありま

す。

はじめに一般会計では、執行率は歳入が100.74%、歳出は97.86%となる見込みであります。

歳入歳出差引では2億8,665万8,712円となり、翌年度に繰り越すべき財源として新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業などに係る1,119万円を令和3年度に繰り越します。実質収支額は2億7,546万8,712円となります。基金条例第4条第2項の規定により、この額から2分の1を下らない額を財政調整基金に積み立てすることとなりますので、1億4,546万8,712円を基金に積み立て、残り1億3,000万円を令和3年度に繰り越すこととしたものであります。

各特別会計の実質収支額については記載の金額となっており、すべて翌年度に繰り越すこととしたものであります。

最後に病院事業会計では、収益的収支では合計5,191万8,617円の純利益を見込んでおります。資本的収支につきましては、建設改良費、企業債償還金などを支出した結果1,344万9,806円の不足となり、この額については損益勘定留保資金で補てんすることとなりました。

説明は以上であります。

続いて2の工事発注状況について、3の町長副町長の動向については、別紙のとおりでございます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（真柄克紀君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問答弁は簡明簡潔にするよう重ねてにお願い申し上げます。

それでは通告順により発言を許します。

3番、本多 浩議員。

○3番（本多 浩君） おはようございます。

一般質問をさせていただきます。質問事項は有害鳥獣駆除と職業ハンターの設置についてということです。町長に答弁を求めます。

これまで多くの地方自治体は野生動物問題の対応を地元猟友会に頼ってきたが、猟友会員の高齢化、会員減少により猟友会員の負担は年々増加しており、従来おこなわれてきた猟友会に頼った野生鳥獣問題の対策が成り立たない地域も現れてきていると、多くの自治体より報告されています。さて、せたな町における有害鳥獣の情報では、過去においても、現在においてもヒグマの出没は各地域で相次いでおります。過去には人的被害が発生しております。人間の生活圏に一旦足を踏みれるとなかなか後戻りをするのではないと聞いております。シカに至っては、近年急速

に増頭し農作物の被害に加え、樹木の新芽を食いちらかす林業への被害も報告されているところでございます。このことについては同僚議員の発言もなされ、対策の効果が期待されるところであります。しかしながらヒグマ問題は深刻であります。人間の居住区に出没することにより、住民の生命が危険にさらされるというのであれば、今まで以上に行政が強く関わっていかなければならないのではないのでしょうか。ところがどこに住もうと人間の境界を守るための頼みの綱であるハンターは高齢化が進んでいるということです。加えて人口の減少は確実にハンターの減少問題と今後直結していくのではないのでしょうか。ハンターは職業ではありませんが、危険な仕事とみなされ成り手が減少していくのも必然的と考えます。一人一人のハンターの不安は増すばかりです。このため猟友会の負担を減らしつつ被害を減少させる新たな野生動物問題対策を構築する必要があります。そこで同じ様な問題を抱える自治体では、野生動物問題を専門職とするガバメントハンターを公務員として正規雇用するとともに、行政職員に狩猟免許を取得させる公務員ハンターを育成するといった動きがあります。

せたな町においても将来に向けハンター問題の解消を考えると、新たなハンター対策が必要であることから、ガバメントハンターの雇用と公務員ハンターの育成について町長の所見をお伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは本多議員のご質問にお答えします。

ガバメントハンターの育成についてのお尋ねでございますが、現時点ではいわゆるガバメントハンターと言われる野生鳥獣の捕獲を専門に行う常勤職員がいる北海道内の市町村は無いということでございます。このような専門の職員を設けることは地域において効果的かつ効率的な捕獲対策を進める上で大変有効ではございますが、国並びに道の支援がない中で新たな職員を雇用することは、自治体にとって大変大きな費用負担が課題となっているものと思っております。町としまして、農林水産業被害の防止、人身事故の回避、自然環境への被害の軽減という観点で猟友会の役割は重要でありまして、若い皆さんがそうした部分に貢献いただくということで狩猟免許や猟銃所持許可の取得及び猟銃や保管ロッカーの購入費についても支援している現状であり、この補助制度によりこれまで8名が取得し、今年も2名の方からの狩猟免許取得の問合せがあります。制度の効果が出ていていると感じております。

今後の課題としましては、減少、高齢化している有害鳥獣捕獲従事者を確保していくため、町職員を含め新規の免許取得者を増やすとともに、その後の捕獲技術の向上を図ることが重要と認識し、現在29名を有害鳥獣捕獲員に任命し、管内でも最多のヒグマ、エゾシカを捕獲しております。しかしながら有害鳥獣による農林業被害はあとを絶たず、拡大傾向にある模様から野生鳥獣の捕獲を専門に行う職員の必要性を認識しつつ、議員からの意見も参考とし前向きに検討させていただきたいと考えていることでご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 本多議員。

○3番（本多 浩君） 再質問をさせていただきます。

公務員をハンターにするというのは、大変問題があるということは私も重々承知しております。

一般職の公務員がハンターになるというのは、なかなか条件が厳しいものがあるなとそう感じているところであります。ただ私は今でなく将来を考えた場合に、この20年後、30年後と考えた時に果たして、このハンターの数が確保できるのか、その確証があるのかといえは町長としても予測がつかないのではないのでしょうか。ですからこの問題を公務員がやはりハンターになるということを将来に向けて真剣に考えていただきたいとそう思います。なかなか奥の深い難関な問題だと思いますが、ぜひ行政の中で協議していただきたいとお願いしておきます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

議員おっしゃられるとおり公務員職員をハンターにするということは、これはなかなか難しいことでございまして、本人の考えも尊重しなければならないということでもあります。しかしながら、やりたいという職員については積極的にこういった仕事に就いていただきたいというふうに思っております、それはそういったことを指示してまいりたいというふうに思います。ただ議員おっしゃるようにガバメントハンターというのは、公務員がハンターということもあろうかと思いますが、もう一つは、ハンターを公務員として雇用して職務に当たらせるということもございます。したがって後者について次年度に向けて検討してまいりたいと、前向きに検討してまいりたいということで答弁を差し上げたところでございました。しっかり問題に対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） これで本多議員の質問を終わります。

続いて4番、橋本一夫議員。

○4番（橋本一夫君） ただいま議長から質問の許可が出ましたので、町長の今後の施政について質問いたします。

高橋町政4期16年を振り返ると合併後の困難な時期をスタートとし、職員定数の削減や行政組織の再編等に取り組み財政を再建した一方、産業の振興や町民福祉の向上、子育て支援、社会資本の整備など、持続可能な町づくりに手腕を発揮され大きな成果を上げたところであります。

また、この度の新型コロナウイルスの対応においても感染防止、落ち込んだ経済対策に積極的かつスピード感をもって対応していることは誰もが評価しているところです。

こうした中、この秋に任期満了に伴う改選が予定されております。町民の皆さんからは、まだ続くコロナとの戦いや、さらなる町政の推進に向け、町長の豊富な経験と誠実で力強いリーダーシップに期待し、続投を願う声が沢山聞かれております。しかし町長は、これまで自身の進退について明らかにしておりません。そこでこの機会にこのような町民の皆様の期待にどのように応えようとしているか、心の内を聞かせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

再質問はしませんので詳しくお願いします。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは橋本議員の質問にお答えをさせていただきます。

これまで私はコロナ禍の中、町民の命と健康を守ることを第一に、自分の進退については新型コロナウイルス感染症が終息してからと考え、この国難とも言える状況の対応に全力で取り組んで参りました。しかしこの時期になっても終息の見通しが立たず、逆に町民の皆さんや経済界の皆様からこの非常時を乗り越えるため、また今後の経済の再生やまちづくりにこれまでの経験を生かし、もう一度町政の舵取りをしてほしいとの声が寄せられるようになりました。このような温かい声に心から感謝申し上げたい気持ちでいっぱいであります。そして今回、橋本議員からの一般質問を受けて、これまで寄せられたご意見等を踏まえ熟慮した結果、私が多くの皆様の想いをしっかり受け止めることが、これまでの恩に報いることに繋がるとの結論に至りました。微力ではありますが、初心に立ち返り自分の力の全てを以て、誠実な町政運営に、集大成としての責任を果たして参る決意でありますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） 続いて9番、石原広務議員。

○9番（石原広務君） それでは檜山沖洋上風力発電事業について以下の点について町長の見解を伺います。

①現在の計画の進捗状況と町の姿勢、これに対する町長の考えを伺います。

②計画について町主催で意見交換会等を開催するべきと考えますが、町長の見解をお知らせください。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 石原議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の現在の計画の進捗状況と町の姿勢についてですが、昨年1月16日に檜山管内洋上風力連絡協議会を発足し、檜山沖における洋上風力発電の実現に向けた取り組みを開始しており、同年2月14日に北海道から国へ再エネ海域利用法に基づく檜山沖の情報提供を行っております。7月13日には国の第三者委員会において、系統の確保と利害関係者の特定及び調整が必要であり、既に一定の準備段階に進んでいる区域とされておりますが、利害関係者であるひやま漁業協同組合から、檜山沖洋上風力発電事業の実現に向けた要望書が10月30日付で檜山町村会へ提出されたことにより、利害関係者との調整は済んだものと考えております。また系統の確保においても、北海道と本州を結ぶ新たな送電線網の計画などが進められ、これも近いうちにクリアできるものと考えております。本年の国への情報提供も既に北海道から提出済みであり、今後、国の第三者委員会の意見も踏まえ指定区域の選定が行われることとなります。

洋上風力発電の実現は、漁業振興をはじめとする地域経済の活性化や新しい再エネビジネスの創出、地域雇用の確保など、経済的メリットも非常に大きいことから、産、官、学、民連携による持続可能な地域再エネ事業の推進と、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指した取り組みを今後も行ってまいりたいと考えております。

町主催の意見交換会の開催につきましては、今後、開催することで考えておりますので、ご理解願います。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） それでは再質問させていただきます。

町長が今おっしゃったとおり、要望書については、総務厚生常任委員会に令和2年11月4日に提出をいただきました。その中にもありますように、先ほど町長も答弁をされてた漁業振興あるいは経済効果、具体的にどのようなことが想定されるのか。町長の考え等を含めて再度お答えいただきたい。その上で、江差町では、先駆けて意見交換会等を地域2回に分けてされています。その中で、やはり景観を懸念する声、あるいは漁場への不安を持つ漁民からの声もあったようです。その中で、高橋町長はこの議会の中で関連するエネルギー原発に関しては、推進反対はつきり述べていないんです。好きが嫌いかで言ったら嫌いですというような曖昧な考えを示してるんです。せっかく漁業振興、経済効果そこまであるというふうに今答弁をされてるんですから、具体的にどのような効果があり、どのような振興策が望まれるのか。意見交換会を主催する方向で考えていただいているということであれば早期の段階で開催するべきですし、江差町の説明会のように質問として、原発に関してはどうなんだと率直な意見も出ると思うんです。今風力については大里でも実際に工事の段階で、本当に特需と言われるだけ地域で経済効果があったと私も認識してますし、多くの関わる方をお見かけすること、今でもその管理について町に住み、一生懸命働いてる姿も目の当たりにします。そういったことを受けて町長、原発に関しても明言していただきたいですし、振興する上で町民あるいは漁業者を含めて、きちんと町の施政を明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをいたします。

まず最初に原発の話も出ましたが、これにつきましては事前に質問をいただいておりますので答弁は差し控えさせていただきます。

どのような効果があるのかということですが、これについては議員がおっしゃいましたように、議員もご理解していることと思いますが、これまでせたなでの風力発電の工事が何度かやられております。そうした経済的な効果、あるいはまた常駐しての管理する方々、これは提示をされて、この仕事をしておられるということから人口の増加と雇用の確保といった面からも非常に効果のある事業というふうに見ております。そういうことでどのような効果ということについて答弁を申し上げます。

また意見交換会の件につきましてですが、現在のところ環境省の補助を今申請しております。これは地域エネルギービジョン関連補助でございますが、名前は二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金というものでございますが、これが6月上旬に可否が決まるというような予定になっております。そうした段階で補正をお願いしながら準備を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。当町の場合は、豊富な風力資源がございます。このことについては2019年、令和元年10月11日、全国風サミットを開催させていただきました、全国にその資源の豊富な町であるということを全国の事業者に対しても周知がされたところでございまして、大変注目されている地域の一つということになっております。洋上風車のほかに太櫓地区での風力発電事業の開発ということも現在進められているところでございますし、計画は進められているところでございました。また洋上風車につきましても、現在8社から問合せが来ているという状

況でもございます。こうしたことを受けて2050年、政府が目指しているカーボンニュートラル、二酸化炭素排出ゼロ、これに向けて町としてもお受けしてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 町長、漁業振興について全く触れてないですけど今の段階でまだ具体的な何もないということではよろしいんですか。

○町長（高橋貞光君） 失礼しました。漁業振興につきましては、これはそこから生まれる財源を利用しまして、しっかり漁業振興を図りたいというふうに思っておりますし、またこのことは、ひやま漁協におきましても十分議論をされた上で洋上風車の取り組みというものを推進が決定されて町村会への要望ということになっておりますので、町としてもその辺を十分考えた上で対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 町長、確かに原発に関しては通告していません。でも関連する。そして全国から注目をされてるとまで今おっしゃったんです。実績もあります。先ほど言いましたけど大里ではもう事業が展開してるんです。固定資産税も税収として町に恩恵を与えているんです。この洋上風力のこの事業、様々その情報が錯綜してるんです。1番最初は、漁業者に対する戸別補償があるかのような情報が当初流れたんです。ただそれは少しずつ本来の事業が進むにつれて補償問題も少しずつ説明がなされています。意見交換会を開くのであれば、間違いなくそういった関連する質問が出るんです。先ほど5期目に立起表明されたというふうに私は理解しました。であればなおさらクリーンエネルギーを押す、全国サミットを開催し全国から注目されている町、通告してないから答えないというこということでなくて基本姿勢ですよ町長。江差町長は冒頭で2カ所の会場ではっきり考え述べてます。なぜ全国から注目されているせたな町クリーンエネルギーが進んでる。これからも計画がもしかしたら実現に向かって進む可能性もある。経済効果、漁業振興策いろいろなメリットが見える中で原発に関しては考えあやふやにされるんですか。もろもろの考えからぜひお答えください。それで町民説明会の中で懸念を持つ町民、疑問を持つ漁業者に対してきちんと説明した上で、町一体で推進する。あるいは後退を判断する。そういった施政を今だから示すべきではないですか。明快にお答えいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長、いや答えなきゃ答えなくてもいいんじゃないですか。

○9番（石原広務君） 議長、おかしいですよそれ。

○議長（真柄克紀君） いやいや答えれる範囲の答えであって、今のあなたの質問に対しては答えさせますよは。

町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

これは議会のルールでございますので通告外のご質問についてはお答えできません。

○9番（石原広務君） 議長、関連する質問ですよ。

○議長（真柄克紀君） 本人がその答弁するという意思がなければ、それ以上どうするんですか。町長がその質問に回答する意思が今の段階では無いということなんですから、その質問はそれ以

上進まないんじゃないですか。ただそういう考えで今いらっしゃるということは、形として今の質問の中で見えたというふうに個々が判断するしかないんじゃないですか。

(不規則発言あり)

○11番(菅原義幸君) 議事進行。

○議長(真柄克紀君) 菅原議員。

○11番(菅原義幸君) 質問通告した通告に答えるか答えないか。これは高度の判断で答弁者が行うということはあると思います。ただ今の町長の答弁で、議会側の構成員として絶対認められないのは、通告に無いから答えないということなんです。私ども再質問、再々質問できませんよそれなら。議運開いて整理してください。

○9番(石原広務君) 議長の裁きおかしい。ありえない。今までこういうことなかった。

○議長(真柄克紀君) 関連という大まかな電力の中の考え方として、町長の現段階での一つの考え方を聞きたいということだと思うんですが、町長が関連質問要旨にないことを、1点のことをそれをできないということであれば、私は確認はしますけど、町長その現段階の中でのある程度の範囲の中でも一切これは答えないということではよろしいんですか。関連と言えは関連あります確かに。

○町長(高橋貞光君) 今いただいている通告は、檜山沖洋上風力発電事業について、

○9番(石原広務君) エネルギーとしては関連してるじゃないですか。

○町長(高橋貞光君) したがいまして、そちらのほうの答弁までは準備してございません。

○議長(真柄克紀君) ちょっと待ってください。あとは町長のほうの判断としてそういう関連も含めた中で、電力事業という形の中でどの程度まで答えられるかどうかということになるのかと思うんですが、それも無理だということですか。今の段階での考え方っていうのは別にないとは言えないと思うんです。

(不規則発言あり)

○議長(真柄克紀君) だからそれはいいんじゃないですか、その話を現段階でこう思っていることが、もし答える意思があるんであればそれでよろしいし、ないと言えはそれ以上私もできませんけど。ただ先ほど議会のほうで心配してるのは、ちょっとでも関連がなかったら質問に項目がなかったらできなかつたら困るよということを私指摘されている。その件に関しては、交通整理をしなきゃならんと思うただでございます。

菅原議員。

○11番(菅原義幸君) 答えない権利は私はあると思うんです。それを高度な判断の中で、お答えできませんということはあると思う。そこは私は否定しませんよ。ただその理由に、通告の中になからしないんだと。これは絶対許されませんよ。つまり関連の質問の中で通告にない問題に触れるということは、これまでもたくさんあったし、私自身も掃いて捨てるだけやってますよ。それを質問通告外に答えないということを議会運営上許していいんですか、どうですかということを問うてるんです。だから議運を開催して、これは悪しき先例に絶対できませんから整理してくださいと申し上げてるんです。

○議長（真柄克紀君） 今の議会側からの提言もっともだと思いますので、その範囲について言えば、一応、議運で再度調整させていただきます。

○10番（平澤 等君） 一般質問の最中でそういった話の進めになるんですか。今、菅原議員からそういった意見ございました。私は、今も議長の進行で正しいと思ってます。だから議運開いてどうということについては、開かなくても議長の判断でいいと思いますので、その議運を開く必要はないと思います。

○11番（菅原義幸君） 議長が議運開くっていう判断したんだから、その判断でいい。

○議長（真柄克紀君） ただ今平澤議員のおっしゃるのはわかりますけど、さっきも言うように議会というのはいろいろな立場でいろいろなこういう現象が起きてきます。その中で私は先ほど言ったように、町長がそういう形の中で答弁しないと、それ以上の強制はできませんよということですが、ただそこの中に扱いとして、今一つ今までにない形の中で項目に無いものは答えませんよという形の先例でいいのかどうかという質問があったわけですから、それを修正するとかでなく、1回議運を開いて皆さんの意見を聞いて再度進めたいってことはダメなんですか。

議運を開催いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時12分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

これより委員長報告調整のため11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時30分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

ここで諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から第4回議会運営委員会の協議決定事項につきまして報告をいたします。

大湯議会運営委員会委員長。

○6番（大湯圓郷君） 第4回議会運営委員会での協議報告をいたします。

先ほど開催の第4回議会運営委員会の協議内容について報告いたします。

協議内容については、一般質問における町長答弁の考え方を協議いたしました。一般質問の答弁について、答える必要がないについては、理事者の権利だと考えます。しかし今まで通告の関連質問に対しても答弁されていた経緯がある中で、今回、通告外であるという理由で答弁しないというのは、理事者としても乱暴であり、通告されてないを理由として認めないことといたしました。

以上、議会運営委員会で協議いたしました結果といたします。

○議長（真柄克紀君） 確認いたしますが、一般質問の答弁については、答える答えについては理事者の権利だと考えますという報告でよろしいですね。

○6番（大湯圓郷君） はい。

○議長（真柄克紀君） それではこれで報告終わります。

一般質問に戻ります。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 今の取りまとめは、先ほどの議運の取りまとめと違うんじゃないですか。

○議長（真柄克紀君） これは文書の確認だけです。

○11番（菅原義幸君） いや文書の確認ではなくて、委員長報告の確認ということになってしまいますから、後段の部分が議会運営委員会で決められた肝心要の部分なんです。そのことをきちんと議長からも確認しませんと、答弁するしないは町長の自由ということでまとまったという誤解を受けますから整理をしてください。

○議長（真柄克紀君） それでは委員長の報告で、その中間の項目について私確認したんですが、それが最後の文書ではございません。一般質問の答弁については答える答えについては、理事者の権利だと考えます。しかし、今まで通告の関連質問に対しても答弁をされていたという経緯がある中で、今回、通告外であるという理由で答弁しないというのは、理事者としても乱暴であり、通行されていないを理由として認めないということにいたしました。以上が委員会の報告でございます。

これで諸般の報告を終わります。

一般質問に戻ります。

石原議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） お時間を取らせてしまいました。

今回の石原議員の質問の風力発電事業についてということで、今回、温室効果ガスの排出実質ゼロ、いわゆるカーボンニュートラルとの考え方で答弁を組立てておりました。原子力発電までこの準備ができておりませんでしたことから、そうしたことを申し上げてしまったところでございます。改めて答弁をさせていただきます。

私としては原発ゼロを願っておりまして、原子力に頼らない電力構成に持っていくべきというふうに考えております。そこでそれに代わる電源確保という意味からもクリーンエネルギーである再生可能エネルギーへの移行と、そういうことで洋上風力発電事業を推進してまいりたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 続いて10番、平澤等議員。

○10番（平澤 等君） ただいま議長から発言の許可がございましたので、私のほうから1点、町長にお伺いしたいと思います。

はじめに、このコロナウイルスに感染し亡くなられた方に慎んでお悔やみを申し上げますと同時に、現在、闘病中の方には謹んでお見舞いを申し上げます。

今回、一般質問のタイトルでございますが、コロナ禍における独自の経済対策についてということでございます。長期間にわたる新型コロナウイルスの感染拡大が猛威を振るっております。また最近では、感染力が強いとされる変異ウイルスも確認され、今や本町はもとより全世界が恐怖におののく毎日となっております。ワクチン接種もようやく普及しつつあり効果が期待されているところでございます。北海道をはじめ全国各地で、現在、緊急事態宣言が発令され、更に20日間延長された中、飲食店や観光業などを含む本町の経済は低迷の一途をたどっております。国や北海道の3次にわたる支援策にある程度効果を示しておりますが、本町においても大胆な経済対策が必要と思います。以下3点について伺います。

①現在のせたな町の経済をどう捉えているか。

②即効性のある経済対策をどのように考えているか。

③持続的な経済対策は、以上3点お願いします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 平澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の現在のせたな町の経済をどう捉えているかについてであります。5月16日から同月31日まで緊急事態宣言が発令され、6月20日までの期間延長となり、この間、町民に対し不要不急の外出や移動の自粛、黙食など町民生活はもとより地域経済に大きな影響を与えております。特に飲食店等については、時短要請がされ時短営業や休業をしており、大変厳しい経済状況であるものと考えております。

2点目の即効性のある経済対策については、北海道において緊急事態宣言による時短営業や酒類提供時間の短縮などに協力した飲食店等に対し、協力支援金を支給することとしております。

町では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、旅行需要の早期回復を図り、宿泊事業者の経営継続と観光産業の回復を促進する観光宿泊者誘客促進事業や町民1人に1万円の商品券を配布し、町内循環型の経済対策として地域応援商品券発行事業、また一般財源を投入し町内住宅関連産業の振興と雇用の促進を図り、コロナ禍の景気対策のため住宅リフォーム等助成事業を実施し、当町の経済の活性化を図っているところであります。

3点目の持続的な経済対策については、町では、新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障が生じている中小企業者等に対し、国、道の融資制度等の融資を受けた事業者などの経営安定を図るため、融資に伴う利子補給など行っているところでございます。

今後としては、緊急事態宣言により町民生活や地域経済に大きな影響を与えていることから、プレミアム商品券事業や経営維持支援金のような事業を実施したいと考えているところでございます。またポストコロナいわゆるアフターコロナ対策につきましては、今までの事業を踏まえ農協、漁協、商工会、観光協会、建設協会など関係団体と十分協議を行い、議会と相談させてもらいながら、当町の産業が将来に渡って持続可能な経営となるよう積極的な対策を講じてまいりたいと考えておりますことをご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） 再質問させていただきます。

今町長の説明のあった内容につきましては、国の第1次もしくは3次に、それから先ほど申し上げましたけども、道の補助で合計44項目にわたる支援事業があって、現在それ進行中でございます。3次については現在進行中、この前、先日いただいた商品券についても3次の事業というふうに私も理解してございます。

私が今回一般質問で1番取上げていきたいというふうなことで町長に言ったのは、町独自のせたま町としてのオリジナルな経済対策をしっかりと打ち出していきたいと。これが私の今回の質問のメインなんです。今までの補助、支援策いっぱいありますけども、その中にも確かに今町長が言われたように、皆さんにとっても喜んでいただいた。また景気の支援になったのがあったと。しかしその事業を企画したけども、それはたまたま国の事業との支援策が重なって町独自というふうなことでは消えてしまってるという中で、今回私は、今せたま町において、先ほど同僚議員言っていましたけども、財政再建というふうな形で町が進んでございますが、しかし今1次産業はじめ、全ての経済が停滞してるという中で、まず経済を最優先にした事業を町に打ち出していきたいと。町長の答弁では、関係団体といろいろな協議した中で、1番有効な手段を講じていきたいという答弁がございました。ただそうすると、それによつてはそれぞれの各団体から聞いているのでは時間がかかってしまうのではないかと、やはり町長の経済活性化にかかる指導力を持った中でしっかりと先頭を切って早くやっていただきたいし、また私はこの今回来た1次、2次、3次の中のそれに代わる金額くらいの思い切った町の経済支援策を打ち出していきたいし、すぐ実行していただきたい。このように思うわけでございます。そういった点について、予算規模をどの程度考えて、そしてその時期をいつ頃やろうとしているのか、そういった点についてもしっかり明言しておくことが町民に対しても、せたま町も頑張ってくれるんだなというふうなことの期待になると思うんです。そういった点で、再度、町長の考え方をお伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

2回目の質問でございますが、もう少し見える形でということだというふうに思います。町ではこれから今実施しております3次補正の効果、これも見極めながら有効なポストコロナ対策について実施してまいりたいというふうに考えております。町の厳しい財政状況の中ではありますが、国の3次補正程度は必要というふうに現在のところを考えております。いずれにしてみましても、しっかり対応してまいりたいと。財政の心配ももちろんあるんですが、ここは経済優先ということで、そういう時期だということを認識しておりますので、感染防止対策あるいはワクチン接種に全力で取り組むとともに、一方でこうしたポストコロナについて準備をしっかりと進めて対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） 3回目でございますので端的に申し上げたいと思います。ただいま町長から3次補正並みの予算規模を考えているという発言でございました。私の手元に今回の3次補正分としては、国から1億4,000万なにかがしつというふうな事業出てます。町単独でそれに見合うというような発言今町長出されました。その分について、今私は早急にこの事業について取り組むと。そしてまた今この中で次の具体的な内容については検討なさるということですけども、やはりこういう対策は遅れてしまうと何の効果にもならないというふうなことでございます。町長任期もあと僅かでございます。先ほど再度またそれに出て頑張るというような表明ございました。これについてしっかりと町のリーダーシップをとった中でやっていただきたいと思います。私も微力ながらそれについては応援していきたいと思います。ただそのためには、町民の負託に応えるこの経済対策を必ず実施するというふうなことでございます。そういった点込めて再度、町長から答弁願います。

以上。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをさせていただきます。

議員から大変力強い応援ございました。私といたしましても、これはこういう状況の中しっかり対応して町民の皆さんの気持ちに添えていく必要があるというふうに感じております。先ほど答弁で申し上げましたとおり、この部分についての対応をこれからしっかり取ってまいりますので、ご支援、ご協力をお願いしたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） これで平澤議員の質問を終わります。

ただいまより1時まで昼食休憩といたします。1時にご参集ください。

休憩 午前11時51分

再開 午前13時00分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

11番、菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） それでは通告書に基づいて町長にお尋ねいたします。

第1問、町道山麓通線の民地買収早期完了に向けた町長の考え方について伺います。

町道山麓通線の民地買収早期完了に向けた町長の考え方について、①起工承諾書を取らず着工し町道に認定したことは不当行為であり非を認めるおつもりはないかどうか。

②平成25年の覚書は、他の相続人の同意がなく岸勉氏も令和3年2月1日付弁護士宛の手紙で無効を主張していることから白紙に戻すという考え方はないか。

③交渉を委任した弁護士が、新年度契約未締結のまま賃貸料の受け取りを求め、地権者は売買、賃貸を拒否するに至りました。町は弁護士を直ちに解任する考え方はないか。

④町長が地権者と直接交渉し、町の職権による所有権移転登記と岸家所有地の高度利用の検討

について合意する考え方はないか。以上の4点について端的にお答えください。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは菅原議員のご質問にお答えいたします。

町道山麓通線の民地買収早期完了に向けた基本的な考え方について答弁します。

地権者代表との交渉については、地権者代表において覚書を遵守されない状況で、覚書に定めのない不当な要求が続いたことから直接交渉を断念し、議会の理解をいただき交渉窓口を町顧問弁護士へ委任し交渉を進めてまいりました。今回の未処理用地に関する考え方については、産業教育常任委員会での継続調査案件でありますので、委員会での答弁と同様の内容となりますが、お答えします。

まず1点目のご質問についてであります。6月3日の産業教育常任委員会でもご説明したとおり、町道山麓通線改良工事着工にあたり、全相続人から工事については承諾を得ていたことを関係書類をもってご説明させていただいており不当な行為ではありません。

2点目のご質問でございます。平成25年12月に締結した覚書は、当該用地の納税管理人である地権者代表と町の双方が協議のうえ合意し締結しておりますので、片方が一方的に破棄できるものではありません。

今後におきましても双方がこの覚書を誠実に履行することが未処理用地の早期解決にあたり、重要と考えておりますので覚書を破棄することは考えておりません。

3点目のご質問でございますが、覚書では売買が完了するまで賃貸借契約が継続されることとなっておりますので、顧問弁護士を通しまして、令和3年度分の賃貸料の支払いについてのお知らせを送付いたしましたものであります。顧問弁護士におかれましては、法的な見地に基づき、地権者代表との交渉や様々なアドバイスをいただいておりますことから、今後も顧問弁護士と共に解決に向け、交渉を進めてまいります。

4点目のご質問でございますが、地権者代表との交渉につきましては、現在、顧問弁護士に委任しております。顧問弁護士へ委任する前には私も2度ほど直接お会いし、早期の相続登記をお願いしたところですが、地権者代表のお立場を考慮したとき、顧問弁護士から直接面会は控えるよう助言を頂いていることから、お会いすることはありません。所有権移転登記については、職権において実施いたすことは当然と考えております。しかし登記に必要な関係書類は地権者代表において準備をしていただくことと、その協力についてご提案しておりますが、地権者代表がそれを拒否されております。

また地権者所有地の高度利用につきましても、お話しは伺っておりますが、これは売買の条件ではありません。高度利用の検討については、地権者所有地が未相続であるため所有権移転登記後の検討事項と考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 想定どおりの答弁でした。そこで再質問を行います。

まず一つ申し上げておきたいのは、起工承諾書は提出されませんでした。したがって先ほど起工承諾した旨の書類があるかのような答弁をいたしました。これは事実と反します。取消しを強

く要求します。もし承諾をいただいているというのであれば承諾書を提出してください。承諾書の提出なしに、いかなる意味においても承諾をした書類があるということは事実と反する答弁であります。これは強く町長に申し上げておきます。

次に覚書の問題であります。この覚書そのものに無理があるんですよ。どこに無理があるかっていうと、これは実現することが不可能な記述があるんです。そのことをあなたは承知でもし締結したとすれば、それは応じた側にも大きな責任はあると言わざるを得ません。それは何か、全部で11人の相続人のうち1人の相続人に他の10人の相続人から登記に係る書類を集める約束をするということ自体が無理があるんです。全国各地に散らばっていて、書類収集に関する経費だけでも膨大なものになります。そのことの解決抜きに、私がやりますと言ってはいはいという覚書を交わすこと自体が行政側の責任放棄と言わざるを得ないのであります。この登記関係の書類を各地に散らばっている関係相続人から収集する作業は極めて困難な作業でありまして、買収責任を有する、ようするに売ってほしい側が公の行政の立場で専門の予算を担当者を配置し、しかるべき予算を計上して公的な立場で進めなければ進むものではありません。これは開発局や北海道が進めている仕事の内容であり、せたな町も遵守すべき内容であります。自らの責任を放棄するような覚書にしがみつくとすることは究極の行政の責任放棄と言わざるを得ません。根本から改めること強く求める次第であります。

次に弁護士の問題に移ります。弁護士の言ってることめっちゃくちゃですよ町長。ああいう答弁するから一言言っておきますが、平成9年の岸三五郎さんとの起工承諾書の問題ね、これは弁護士のほうは虚偽のものじゃないという答弁なんだという意見を地権者のほうに書面で送っているんです。町のほうは、これを否定してるんです。正式の公文書とは言えないんだと。その根拠もはっきりさせてますね。決裁も無い、印鑑についても不確か、証書もないと。公式に一昨年の10月29日の常任委員会で、これは公式の文書とは言えませんということを議会側に説明してます。これと真っ向から反する見解を弁護士が振りかざしているというのは、いかがなものですか。それから先ほど覚書の中で土地の賃貸契約は継続するんだというふうに書いてるって言ってましたね。これも事実と反する答弁ですから、これも撤回してください。5年間、平成26年から30年まで5年間契約するということは明確になってます。ところがその5年間の賃貸契約の期間の中で、所有権移転登記ができない場合には、甲と乙がつまり町と地権者が改めて協議をして契約を更改するものとする。町長、大事なことは賃貸契約を継続するっていう協定じゃないんです。覚書は、継続の文言というのは、ただの1つも入っていません。確かめてください。契約を更新するというふうになってるんですから。ここをしっかり答えてくださいよ、再答弁で。6月3日の時の常任委員会でも指摘しましたが、平成26年から5年間の賃貸契約が終わった後には、単年度ごとの契約を締結してきてるんです。単年度ごとの契約書無しに賃貸契約は成立しません。ずっとあなたもおっしゃるように継続しているというなら、何で単年度ごとの契約書を新たに締結したんですか。そういう前提で考えますと今年度のつまり令和3年度の契約というのは、まだ締結されていないわけです。だから弁護士が契約は継続しているんだという前提に立って5年間の契約書を送りつけて判子押せということをやりましたから、これは反発されたわけです。加え

て令和3年度の単年度賃貸契約が書面として成立していないにも関わらず、令和3年度賃貸料4万3,000円、弁護士事務所に受け取りに来てくれと、こういう手紙を送っているんです。弁護士事務所に来れないんだったら町に取りに行ってくださいという内容なんです。これ町のほうで4万3,000円弁護士に渡したんですか。令和3年度の賃貸借契約無しに町の予算を支出したんですか。これは町長しっかり答えてくださいよ。支出命令書の支出文書というのは、令和3年度の賃貸契約書だと私は思います。この点に触れて明快な答弁を求めたいと思います。そういうふうに弁護士が展開している論理は無理があるんです。その無理のある弁護士の論理展開が一つの引き金になって決裂したなと私は見えています。去年、弁護士に委任した時に私は明確に反対してるんです。これは法律問題ではないんだと。町と地権者が腹を割って協議をして、速やかに合意に到達すべきものだ。たった2回しか話し合いもしないで、弁護士に言われたから丸投げしたんだというあなたのその態度に問題があるんですよ。確かに反社であり、暴力団であり、やぐざだと、私は怖いんだ、恐ろしいんだということなんでしょうけれども、そういう態度だからダメなんです。だってせたな町には暴力団排除条例という立派な条例があるじゃありませんか。あなたはそれを遵守する先頭に立たなきゃならん責任があるんです。それからもう一つ、私は地権者本人から誓約書とりまして12月議会で皆さんにお配りしたとおりです。あの誓約書は、私宛てになっておりますけれども、当然、行政側に対しても、行政側の全ての職員に対しても有効な書類だと私は考えています。あれに違反することがあれば法的な訴えも不可能ではないというふうに思っています。したがって町長が弁護士に言われた何か起きるかしらん、とんでもないことになるかしらんという心配は気宇にすぎません。したがって町長は勇気をふるって、友達にそういう人間がいないから私はちょっとおっかないんだという答弁してましたけれども、そこは町長、公権力あなたは持っているんですから、町民の代表者として毅然たる態度で地権者に臨んでいただく必要があるのではないかと。それがあなたの最小限の責任であり仕事だと私は考えております。

以上申し上げましたが改めて答弁を求める次第であります。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 答弁をさせていただきます。

工事承諾書の関係でございますが、町道山麓通線改良工事実施にあたり11名の相続関係のうち8名は工事への同意を前提とした相続に係る証明書を受領しております。残り2名については、工事については復命書により異議ないというふうに確認がされております。そういうことでこれはこの言われる不当ということではございません。

続きまして弁護士の関係でございますが、これは令和2年度の賃貸契約以降、覚書にない要求が頻繁に続き、その対応で担当者の業務に支障が出てきたことから顧問弁護士へ委任をさせていただきました。弁護士は法的な根拠を持って交渉をされていることから、議員が心配するようなことはございませんが、相続には時間がかかるというふうに考えているところでございます。登記できない覚書の関係でございますが、登記できない時はどうするんだということにつきましては、覚書において登記が終了するまで賃貸契約を継続していくということになっておりますので、こ

れについても問題はございません。そういう議員おっしゃるような方でありますから、これは排除条例を前提としてことをしっかり遵守しながら対応していかなければならないということで、毅然とした態度で対応させていただきたいというふうに思っております。なお先日、議会に届いたお手紙の内容では、町長を脅してやろうかというような内容も含まれていたということもありましたので、これは安心してというわけにはまいりません。しっかり対応したい、毅然と対応したいというふうに思っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 町長、4万3,000円の賃料を払ったのか、払わなかったのかという質問に対しては現状はどうなんですか。出してるのか、出してないのか。

町長。

○町長（高橋貞光君） 4万3,000円については支出はしておりません。それから登記の関係でございますが、これは先ほど答弁差し上げておりますが、その協力について町はさせていただきたいというお話を相手方にはしておりますが、地権者代表は、それはこちらの問題だから手を出すなということでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答弁漏れとして正したい事柄もありますが、前に進める意味で再々質問に入ります。

前後いたしますが、わかりやすい問題から入ります。先ほど令和3年度の賃貸料4万3,000円、町は出していないとおっしゃいました。それは当たり前なんです。令和3年度の契約書が交わされていないのに町の公金出せないんです。ならば伺いますが、なぜ弁護士は弁護士事務所に令和3年度の4万3,000円を受け取りに来てくださいという対応したんですか。どこからのお金なんですかそれは。加えて弁護士事務所に来て受け取れないのであれば、担当課に寄って受け取ってくれと、こういう内容なんです。担当課で出せるんですか契約書無いのに。つまりそういうことを弁護士は地権者とのやりとりの書面の中で公然と主張しているわけです。これ本当は再々質問ではなくて、再答弁の中で正確に正したいところなんです、一応一つ譲っておきます。答弁してください。

それから覚書の解釈の問題なんです、これは極端に一方的な解釈しているんです。そういうことだからこの覚書は遵守されないんです。それは何かというと、未来永劫に未登記の場合は賃貸契約をするという内容になっておりません。5年間の中で所有権移転登記を完了させるということを前提にした覚書でありまして、例外規定として5年間で所有権移転登記終わらなければ、甲乙が改めて協議し更新をすると、こうなってるんですよ。いいですか町長。これも再質問の繰り返しになりますけれども、契約の継続なんていうことは一言も書いてないんです。改めて協議をするということが一つ。協議が整ったことを前提に更新をするということなんです。協議もしていない、更新もされていないで契約書もなくして、なんで俺のところに地代金取りに来いと、しかも法律の専門家がそういうことを言っちゃいけませんよ。しかもその前提として、令和3年度から始まる5年間の契約書を地権者に送って、さあ判子ついて返してよこせと、これでは腹を割った交渉にならないんです。結局、感情的な対立、神経を逆なでしまして感情的な対立をかも

し出すことになるんです。私は、こういうことになるかなというふうに想定してました。つまりこの交渉を何か理屈で、法律を振りかざして交渉しようとしてもそれはいけないんです。もちろん法に基づき、規則に基づいて遵守した処理をしなければなりません。それは当然のことなんです。違法、無法なことはやっちゃいけません。しかし交渉事なんだから、それは公と乙が腹を割って譲るべきは譲り、譲れない物は譲らない、真摯な協議をやった結果、合意に到達するのが協議というものなんです。弁護士は、町長でもないのにそういうことができますか。あなたがやらなきゃ決まらないんです。ついでに言うておきますが、ここにおられますからはつきり名前出しますが、原総務課長、建設水道課の補佐時代に変えご苦労されたということは聞いてます。体まで害して奮闘されたようであります。それから前建設水道課長の丹羽課長ですが、今事務局長ですけど、大変ご苦労されたということも、私は知っております。それで町長、部下職員に黙ってすみずみご苦労させるあなたの感覚が問題だと言って'rendu'です。建設水道課の原補佐あるいは建設水道課課長の丹羽課長が在任中に決裁権を持っていないわけですから、多少の話をしても結論は出ないんです。それでいろいろな経過が出てきたということなんです。特に私が驚きましたのは、前にも申し上げましたが、一昨年の6月3日の産業教育常任委員会に平成13年度までの3年分の賃貸料を遡って払うために6月議会に補正予算を出すから委員会として了承してくれという提案をあなたはしてきたんですよ、覚えてますでしょ、文章残ってるんだから。その時、私は反対の論陣を張ったんです。ダメだそれは、26年からの契約書が15年からの契約がなされて、既に清算が終わっているのに、そのあとで遡って3年間出すと、こんな話あるかと言って私は反対しましたよ。結果あなた方もそれを受け入れることになったじゃありませんか。6月議会に追加支払いの補正予算は提案しなかったんです。私言いますと、なんだと町は地権者の不当な要求に押されて、地権者と組んで、議会や町民に間違った方針を押し付けるのかと、私はそう思いましたよ。ぐるになっちゃいけませんよ、町長。毅然たる態度で戦わなきゃダメなんだ。だから私もその時に覚悟して発言してるんです。行政としては13年度以降の追加賃貸料払おうと考えて委員会に提案したんだけど、菅原委員が強力で反対しましたと。強行に反対した結果、町としても提案しないことにいたしましたと。菅原委員が賛成してくれれば、まとまったんですよって、言われるだろうなということも確認をして私は持論を展開しました。全然それは構わないですから正論なんだから、ところがあなた方はどうしたか。そこが問題なんです。その日のうちにこれは追加で払わないことに決めたと。ずっとあとになって委員会に報告してましたね。ところがすぐ相手方に報告していないわけです。少なくとも相手方は、町側が追加料金を払うという前提で6月議会の補正予算これを出すんだと。そのための前捌きとして委員会に案件を出すんだということまでは知っていたのではないかなと思います。私は確認しておりませんけれどもね。そういう前提で出てきたものを何で相手方にダメになりましたと、町の考え方変わりましたと速やかに報告して了解取れないんですか。私は原総務課長から聞いた話では、ずっとあとになってから、相当程度あとになってから地権者本人から建設水道課長が確認を求められて、こともあろうに遅れた理由は忙しかったからだという答えをしたというふうに聞いております。本当にそう答えをしたのかどうか、私は丹羽課長に確かめていませんから、総務課長から聞いたという限りで

申し上げておりますが、仮にそうだとしたら、これが反社や暴力団の人間でなくても、それは怒りますよ。6月3日の話をなんで速やかに報告しないんだと、忙しいから話し遅れましたっていうことあるかと。つまりそういう一つ一つの間違った対応の積み重ねが今日に至っていると私は思います。前後して申し訳ないんですが、起工承諾書を出せないわけですよ。でも私は起工承諾書を出してくださいって言ってるんです。それに代わる書面はあると。代わる書面なんかないんですって、そこはあなたは最大の欺瞞行為を働いてるんです。これは許されません。いかなる意味においても起工承諾書に代わる書面というのは存在しません。にもかかわらず登記関係書類を以って承諾した書類なんだというのは詭弁であり、行政としては絶対にやってはならない行為なんです。裁判所に持っていったって通りませんよ。起工承諾書そのものも無くて、着工したんですから、8人から書面もらってると、8人はおろか1人も無いでしょうよ。それを起工承諾書ももらったというふうに言い張るところに、あなたの展開している論理の無理があるんです。最初から無理を通そうとするから最後まで辻褄が合わなくなるんですよ。あなた主張の展開というのは、別段、町道山麓通線の問題だけではなくて、ほかの問題が大体そういう論理で、私もあなたと16年間付き合ってきて、こういう考え方の持ち主だということはよく勉強をさせていただいておりますから驚きません。しかしそれは通用しません。町長無理なんです。承諾書が無いという事実の上に立って、そこは手落ちがあったと、その上に立って一つ前に進めたいと思うので協力願えないかと、こういう言葉を言えば解決するんです。承諾書を取ってないのに、書類あるぞと、やっちゃうからダメだって言うんです。おそらく再々答弁でも、いやそれでいいんだっていうことあなたおっしゃると思いますが、しかしそれは間違いだということをこの場で改めて申し上げておきたいと思うんです。

それで弁護士の問題にもう一遍移りますけれども、町長、弁護士に任せておいたって何年経たって解決しませんよ。これは行政執行者が、つまり町長の職にある者が、直接向き合って生の言葉で協議をして合意に達する以外にないんです。私はぜひ解決の大道に立つように、あなたに特段の要請をしたいと思います。特に、あなたの任期はあと余すところ2カ月余りであります。既に16年も在任しているわけでありますから、この問題くらいは解決してくださいよ。そして町民が安心、安全に山麓通線を利用できるように行政が解決をするというのが、最小限の責任だと思うんです。これは決して議会の責任ではありません。任期残り僅かとなりましたが、ぜひあなた残されている職務、職責、万全を期されますように特段申し上げまして、この問題の質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えを申し上げます。

（答弁取消）

これからも粘り強く交渉を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長、今の答弁の中で、私ちょっと今気になったんですけど、今のことはどういうことを指しているんですか。議会のほうも理解をしてるというのはどういうふうな判断での発言になるわけですか。今、委員会の中での運びという中で。それはきちんと説明していただかないと、委員会がそういう形で動いてるというふうな捉え方を今したということなんですか。

○町長（高橋貞光君） はい。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 会議録精査を求めます。重大な答弁内容ですから、しっかり答弁の事実を確認する必要があると思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 私も今の発言の中身をきちんとしておかないと、委員会に対してもどういう判断をしていただくのかってことがありますので、今の発言の議事録精査は構いませんよ。それをして、もう1回そういう形の中でその根拠を説明してもらおうということしかないのかなという気はします。それと今の最終答弁では、町長は今の形で弁護士に頼むのは、それが最高の方法だということは崩してないわけですから、それに関してはその答弁が最終答弁になるというふうに確認してよろしいんですね。

それともう1点ということから言って4万幾らのお金を、そういう形で弁護士さんのほうからそういう請求してくださいよという要求をしてるのは、単に弁護士がそう言ってという形だけで理解してよろしいですか。予算としては措置されてないわけでしょ。それで町が委託した弁護士さんの正式な文書の中でそういう形で扱っているとすれば、それをきちんと説明していただく責任はあるんじゃないですか。

○町長（高橋貞光君） 議長、予算はありますから。

○議長（真柄克紀君） 議決してなかったらあるの。いやそれも含めて。

○町長（高橋貞光君） だから要するに取りに来ていただければ、それは契約してお支払いするということになりますから、当然、順序はそういう…

○議長（真柄克紀君） いずれにしても先ほどの件の議事録精査をするまでお待ちください。
暫時休憩します。

2時まで休憩とします。まだ時間がかかりそうなときはまた連絡いたします。

休憩 午後1時47分

再開 午後2時02分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

議事録が今でき上がったところですが、その扱いについて協議いたしますので20分まで再度休憩いたします。

休憩 午後２時０３分

再開 午後２時２１分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎延会宣言

○議長（真柄克紀君） ただいま案件について調整をいたしましたが、まだ方向性について一致点が見出せません。最終的に責任を持ったお互いの報告をするのが最大の使命だと思っておりますので、今日はこれにて延会したいと思います。

そのあと関係機関等とも協議して明日に臨みたいと思いますが、そして明日１０時から再開したいと思います。皆様これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ延会することに決定いたしました。

なお明日は午前９時５０分までに当議場に参集願いますようよろしくお願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

ご苦労様でした。

延会 午後２時２２分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年7月5日

議 長 真 柄 克 紀

署 名 議 員 本 多 浩

署 名 議 員 橋 本 一 夫

令和３年第２回せたな町議会定例会 第２号

令和３年６月９日（水曜日）

○議事日程（第２号）

- １ 一般質問
- ２ 報告第 １号 繰越明許費の繰越しについて（令和２年度せたな町一般会計予算）
- ３ 報告第 ２号 株式会社北檜山観光振興公社の経営状況について
- ４ 議案第 １号 令和３年度せたな町一般会計補正予算（第２号）
- ５ 議案第 ２号 令和３年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
- ６ 議案第 ３号 令和３年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第１号）
- ７ 議案第 ４号 令和３年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第１号）
- ８ 議案第 ５号 せたな町税条例等の一部を改正する条例について
- ９ 議案第 ６号 せたな町手数料条例等の一部を改正する条例について
- １０ 議案第 ７号 せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- １１ 議案第 ８号 せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- １２ 議案第 ９号 せたな町障害者グループホーム条例の一部を改正する条例について
- １３ 議案第 １０号 せたな町介護保険条例の一部を改正する条例について
- １４ 同意第 １号 せたな町農業委員会委員の選任について
- １５ 同意第 ２号 せたな町農業委員会委員の選任について
- １６ 同意第 ３号 せたな町農業委員会委員の選任について
- １７ 同意第 ４号 せたな町農業委員会委員の選任について
- １８ 同意第 ５号 せたな町農業委員会委員の選任について
- １９ 同意第 ６号 せたな町農業委員会委員の選任について
- ２０ 同意第 ７号 せたな町農業委員会委員の選任について
- ２１ 同意第 ８号 せたな町農業委員会委員の選任について
- ２２ 同意第 ９号 せたな町農業委員会委員の選任について
- ２３ 同意第 １０号 せたな町農業委員会委員の選任について
- ２４ 同意第 １１号 せたな町農業委員会委員の選任について
- ２５ 同意第 １２号 せたな町農業委員会委員の選任について
- ２６ 同意第 １３号 せたな町農業委員会委員の選任について
- ２７ 同意第 １４号 せたな町農業委員会委員の選任について
- ２８ 同意第 １５号 せたな町農業委員会委員の選任について
- ２９ 意見書案第 １号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 １／２ への復元、「３０人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

30 発議第 1 号 せたな町に放射性物質等を持ち込ませない条例の制定について

31 発議第 1 号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について

○出席議員（12名）

1 番	吉 田	実 君	2 番	梶 田	道 廣 君
3 番	本 多	浩 君	4 番	橋 本	一 夫 君
5 番	熊 野	主 税 君	6 番	道 高	勉 君
7 番	大 湯	圓 郷 君	8 番	横 山	一 康 君
9 番	石 原	広 務 君	10 番	平 澤	等 君
11 番	菅 原	義 幸 君	12 番	真 柄	克 紀 君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	高 橋 貞 光 君
教育委員会教育長	小 板 橋 司 君
農業委員会会長	原 田 喜 博 君
選挙管理委員会委員長	大 坪 観 誠 君
代表監査委員	残 間 正 君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木 正 則 君
総 務 課 長	原 進 君
まちづくり推進課長	佐 藤 英 美 君
財 政 課 長	佐 野 英 也 君
税 務 課 長	濱 登 幸 恵 君
町民児童課長	濱 口 喜 秋 君
認定こども園長	伊 藤 悦 子 君
保健福祉課長	樋 口 靖 君
農 務 課 長	河 原 泰 平 君
水産林務課長	八 木 忠 義 君
建設水道課長	平 田 大 輔 君
会計管理者	高 橋 純 君

国保病院事務局長	西	村	晋	悟	君
総務課長補佐	小	林	和	仁	君
まちづくり推進課長補佐	阪	井	世	紀	君
財政課長補佐	井	村	裕	行	君
税務課長補佐	奥	村	大	樹	君
町民児童課長補佐	中	川		讓	君
保健福祉課長補佐	浜	高	正	明	君
保健福祉課長補佐	藤	谷	知	昭	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
農務課長補佐	吉	田	有	哉	君
建設水道課長補佐	金	澤	喜	嗣	君
建設水道課長補佐	鈴	木	涼	平	君
国保病院事務局次長	手	塚	清	人	君
総務課主幹	中	山	康	春	君
総務課主幹	斉	藤	哲	章	君
まちづくり推進課主幹	伊	藤	哲	史	君
まちづくり推進課主幹	竹	内	亜希	子	君
町民児童課主幹	黒	澤	美知	子	君
保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	垣	本	利	子	君
保健福祉課主幹	伊	勢		亮	君
水産林務課主幹	山	本		亨	君
地域生活係長	岡	島	讓	二	君
情報管理係長	又	村		智	君
財政係長	稲	船	洋	志	君
包括支援係長	大久保	麻		未	君

《大成総合支所》

支所長	杉	村		彰	君
-----	---	---	--	---	---

《瀬棚総合支所》

支所長	神	田		昌	君
養護老人ホーム三杉荘所長	横	川		忍	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	丹	羽		優	君
次長	古	畑	英	規	君
主幹	杉	村	輝	明	君

主 幹 長 内 解 人 君
主 幹 尾 野 真 也 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 西 田 良 子 君
係 長 小 池 秀 樹 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 原 進 君
書 記 次 長 小 林 和 仁 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君
次 長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君
次 長 上 野 朋 広 君
主 事 補 大 辻 省 吾 君

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 一般質問

○議長（真柄克紀君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

11番、菅原義幸議員の通告1問目の再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 昨日の最後の一般質問の私の3回目の答弁で議会として誤解をされるとのご指摘がございましたので訂正して再答弁をさせていただきます。

これからも粘り強く交渉を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） それですか、いいんですかそれで町長、わかりました。

これは私議長として、昨日皆様に延会という形でいろいろな作業をしたという大変ご迷惑かけたなと考えてございます。その点に対してお詫びいたしますが、この際、所管の委員会の委員長の見解がもしあれば伺っておきたいと思えます。今町長のほうからそういう形で答弁ありましたので、先ほど先日ああいう作業をしましたので、なければよろしいです。あれば、この場、所管の委員で経過についてわからない方もいらっしゃると思いますので、あればお伺いしておきたいと思えます。無いということですからそれで、一応、発言は求めましたということだけは残ってございますので、あとはその立場の中で説明責任を果たしていただきたいと思いますと思っております。

11番、菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 質問に入る前に一言申し上げます。実は私、来年で初めて議会の籍を置いてから50年になります。それで途中、中抜けの時期もありましたけれども、これまで一般質問を2日間に跨ってやったというのは今回初めてでありまして、特に考え深い定例会になるのかなと思います。

昨日の石原議員の一般質問に対して町長は通告外だとして関連質問を拒否し、議会運営委員会からダメ押しを出されました。また私の再三質問に対して事実と反する不適切答弁を行い、先ほどございましたとおり、事実上、全面撤回するという前代未聞の失態を町長はおかしました。町長の議会軽視は頂点に達しており、この場から強く抗議するものであります。町道山麓線通について言えば地権者から起工承諾書も取らずに着工し、町の登記責任を地権者に転嫁した上で、地権者との交渉責任まで弁護士に丸投げしました。弁護士は賃貸契約未締結にもかかわらず、賃貸料の受け取りを地権者に迫るなど理不尽な交渉を進めた結果、地権者から買収の賃貸も拒否されるという最悪の事態を招きました。この事実を引退して質問者が再反論不可能な再々答弁の場面

を狙って町長は一方的な見解を長々と展開しました。その発言は、議会に対する町民の誤解を誘発するものであり不信任決議や辞職勧告決議、最低でも問責決議に値する重大な内容であり、このような言動は断じて許さないことを厳しく指摘して次の質問に入ります。

第2問、違法な専決処分の責任の取り方について町長に伺います。

3月の予算審査特別委員会で平成29年3月31日に町長が行った専決処分の違法性が明らかになりました。

①議会開催中に、議会を開く時間的余裕がなかったと現実無視の主張を行った上に、議案も出さずに議会が議決すべき事件を議決しなかったという虚偽の理由を作り上げて専決処分を強行したことは、地方自治法第179条第1項の規定に明らかに違反する行為です。当日の議会で、追加議案や議案を修正するなど適法的な措置を講じなかったのは何故でしょうか。

②自身が役員である会社に1億5,000万円という巨額の補助金を支出する畜産クラスター事業について担当課内で情報を共有せず、直前まで議会に報告しなかったのは何故ですか。

③町長選に出るのであれば、町民への謝罪と違法行為の是正が必要だと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員のご質問にお答えします。

来年50年を迎えるということでお話がありました。まずはおめでとうございます。長年の議員活動に敬意を表する次第でございます。

それではご質問にお答えをいたします。1点目の専決処分に係わるご質問については、菅原議員から過去4回に渡りご質問をいただいております。今回も同じ答弁をさせていただきますが、この事案に係る専決処分については、地方自治法第179条第1項の要件に基づき適切であり、専決処分に係る町議会上の手続きも適正に終わっていますことから違法ではございません。

2点目の質問です。畜産クラスター事業について、担当する農務課内で情報の共有はなされておりました。この事業に係わる議会への説明や報告経緯については、クラスター事業を実施する若松・瀬棚地区米飼料利用促進協議会の設立が平成29年2月16日、当該事業の計画認定に係わる申請書を2月20日に提出したことにより、当該事業の実施見込みが立ちましたことから3月1日に産業教育常任委員会への説明をしたところです。このことから当該事業の実施については、議会に速やかに報告していると考えるところです。

3点目ですが、この事案に係る専決処分については1点目に答弁したとおり、地方自治法第179条第1項の要件に基づき適切であり、専決処分に係る町議会上の手続きも適正に終わっておりますことから、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） その前に私の1項目目の質問に全く答えていないんです。再質問に入る前に答弁漏れを是正してください。

○議長（真柄克紀君） 法的措置を講じなかった理由は何ですかということでございますので、1問目の答弁が成り立っていないってことですので、再度もう一度ご答弁ください。

町長。

○町長（高橋貞光君） 同じ答弁になりますが、これは質問者である菅原議員と一部平行線になっている部分でございますが、町は地方自治法第179条第1項の要件に基づきまして適正に行っているということでございます。

○議長（真柄克紀君） いや今のことの質問中で臨時議案として出さなかったのはなぜかということなんですけど、出す必要がないという判断して出さなかったということによろしいですか。

○町長（高橋貞光君） 何ですか。

○議長（真柄克紀君） 臨時議案をその時点で追加で出さなかった理由というのは何ですかという質問になっているんですが、その点についての質問だと思います。

○町長（高橋貞光君） それは時間的な余裕がなかったということと、提案を拒否されているということでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います、元来再質問に入る状態じゃないんですよ議長、言っておきますが、私が最初の質問1項目で聞いたのは、地方自治法第179条第1項の規定に明らかに違反する行為だから当日の議会で追加提案あるいは議案の修正、こういう適法的な措置をなぜ取らなかったのかと聞いているんです。これ答えてないですからね。答弁不能、答えることができないという事態だと私は理解します。それで申し上げておきますが、時間的余裕がなかったとさっき言いましたが、時間的余裕はあったんです。前の日に臨時会招集してるんですから。30日に招集して31日に臨時会が開かれているんですから時間的猶予はありました。問題は何かって言いますと議案提出しなかったことなんですよ、クラスター事業のね。1億5,000万に関わる議案を出さなかったんです。出さなかった理由については、町長は自分で判断して出しませんでしたと、こういう答弁を3月定例会でやったわけです。その時に当時の産業教育常任委員長であった現真柄議長が何と言ったか。私は産業教育常任委員会開く用意してましたよと。だけどあなたが議案出さないと言うからあえて開かなかったんだと。これは政治生命にかけて発言しておきますと。非常に重い発言を予算審査特別委員会の本会議で発言してるんです。この重みをあなたはどう感じますか。つまり議案を出さなかったというよりも議案2種類用意してきて、最終的に1億5,000万円の予算が入らない方の議案書をあなた自身の自己責任で提出したわけです。議案提案権あなたにあるんですから、にもかかわらず議案を提出する時間的余裕がなかったっていうのは全くの詭弁です。そういう答弁は我が議会において断じて通らないということを申し上げておきます。それじゃどういう手続きを取ればよかったのかということなんです。これは最小限当日、本会議開会してると真ん中で専決処分やりますなんてことやっちゃったらダメなんです。これが典型的な地方自治法違反の中核的なあなたのアクションなんです。これは法律違反です。じゃどうすればよかったのか。議案修正すればよかったんですよ。そして既に提出している議案書を取下げた1億5,000万の項目が入ったものを差し替えとして出せば、これはセーフです。提案者の権利、権限ですから、それ受けざるを得ません議会としては。なぜそうしなかったんですかって聞いてるんです。それから100歩譲って追加の提案をするということで、

専決処分強行するくらいなら、これは出させてもらいますよと言って出せばいいんです。しかも議案は実践的にでき上がっちゃってるんですから。これからパソコンを作動させて新たに議案書を作り上げなきゃならんと、そういう問題ではないんです。出せばいいだけなんです。そのことをしないで専決処分やりますって言うから違法だって言ってるんです。これは地方自治法第179項第1項に明確に違反しますから、あなたが幾ら何十回、何百回合法だと言ってみても、これは違法なんです。60キロ制限の道路を75キロで走って、いや合法だと、違反してないんだと言ってるのと同じなんです。これはこの場で私は全責任を持って申し上げておきたいと思うんです。改めて申し上げますけれども、当日の議会で追加提案や議案を修正するなど適法的な措置を取らなかった理由を再度、明確にしてください。

次に、直前まで議会に報告しなかった理由は何か。28日に報告したからいいんだっていう答弁です。これはむちゃくちゃなんです。28日というのは、3月定例会開会前日ということになりますよ。要するにこの重要な案件を前日まで報告していなかったというこの事実を私は問うてるんです。大体この事業は数年前からずっと進行していた問題じゃないですか。私が全員構成による特別委員長を29年に入ってから就任して、最初の特別委員会で必要な書類、関係案件20項目にわたって取り寄せました。初めて議会としてクラスター事業の全容がわかったんです。それまで所管の委員会に出した資料はたった1枚です。それで産業教育常任委員会何を判断すれと言うんですか、しかも提出された20の、正確には19なんですけれども資料を紐解きますと、数年前からこのクラスター事業の構想というのは進んでいて、協議会を作りましたけれども、協議会正式に名前申し上げておきましょうか。若松・瀬棚地区米飼料利用促進協議会こういうものが結成されておりますけれども、ここには振興局やせたな町も入ってるんです。29年2月28日に初めて入ったんじゃないんです。せたな町も入っているということは、当然議会にも報告していただかなければ3億5,000万に上るこの事業の正確な調査、所管の委員会としてできますか。どうですか町長。私はそういうことを言ってるんです。しかも担当課の中でも情報共有されていなかったんです。当時の農務課長おっしゃってましたけれども、初めてわかったのは29年1月の例の不祥事を起こした職員の方が役場を去るということの中で、事務引継ぎをやった時点で初めてわかりましたって言うんです。これは事実ですからね。情報を共有し畜産係長も含めてこういう問題があったのかということになったわけです。町長これね異常です。私こんな組織、こんな役場の在り方っていうのを考えられないんです。土台3億5,000万という非常に大きなプロジェクトを組んで、そこに国、道を通じて町経由して協議会へ支出されて、最終的には事業主体である高橋畜産に交付される1億5,000万円の予算、これが課の中で共有されていなかったんです情報が。あなたどう思いますか。ですから私は直前まで議会に報告しなかったのはなぜなのかと聞いてるんです。何も理由言っていないでしょ。直前に報告したんだっていうだけであって、直前まで報告しなかった理由というのは、最初の答弁では一言半句もしてないんです。これは再質問というよりは、最初の質問に対する答弁漏れということでやりたいぐらいなんです、そこまでで留めておきます。

それから申し上げておきたいのは、その所管の委員長に29年の3月議会の中で、所管の委員

長に何度も調査を要請しました。こういう答弁をしてるんです。特に所管の委員長にしますと、確かに1度、当時の副町長と複数の方が自宅に来まして、早く調査終わってほしいという要請を受けたことは事実のようなんです。しかし当時は認定こども園の問題でしたか、他の案件で非常に所管の委員会で難儀しておりまして、私もそちらのほうに関心を寄せておったということがあるんですけども、私は決して真柄委員長が意識的に調査をサボタージュしたというふうには受け取っていないんです。土台こういう新規案件は、定例会を開く前までに報告をして了解をもらっておかなきゃいけない問題なんです。直前に紙切れ1枚出して認定しろって、他の案件もいろいろあったのであなたが期待するようには調査が進んでいなかったとしても、それを所管の委員長の責任に転嫁することができますか。このことも委員長の名誉のために私は申し上げておきたいと思うんです。それから私ね許しがたいのはこういうことなんです。当時の一般的な宣伝というふうにされていたかっていうと、若い人がせっかく取り組んでいる畜産クラスター事業に議会が反対したんだという宣伝がされているんです。今でもそう信じてる方はおります。行政側が発信したという断言はしませんが、そう印象を持たれる言動を集会等においてやってるんです行政側は。クラスター事業は正しいんだと。議会の反対は間違っているんだというスタンスで受け取れる、そういう情報を発信したということが私は大きな問題だと思うんです。議会は畜産クラスター事業に反対したことなど1度もありません。だいたいクラスター事業の予算なんて議会に提案されたことが1回もないんですから、ない案件に議会が何で反対しようがあるんですか。徹頭徹尾事実と違う宣伝がなされている。大変残念であります。私たちが問題にしたのは今は亡くなりました江上議員も言うておりましたが、現職町長が法人の役員になってる。取締役籍を置いてる、これが問題なんだという指摘されておられませんか。私、会議録持っているんです。彼はこの世におりませんけれども、大変大事な指摘だなと私は思います。何度も申し上げますけれども、町長が役員をやっている会社が補助金をもらうことは違法ではないんです。私はそんなこと言いません。しかし1億5,000万円という巨額な補助金を議決も得ないままに違法な専決処分でおちこんでしまう。この感覚、判断どうなのかっていうことなんです。つまりあなたに対する政治的、道義的責任を私は問うているんです。当たり前だということになりますか。私はもっと事前に速やかに報告しながら実は自分が会社役員になっている事業ではあるけれども議会の皆さんどうですかと、一言言っていれば、多分、江上議員も相談を受けたその段階で、町長これあんた役員やってたらまずいと。ならばせめて補助金決定される以前に役員を辞めておいたらどうかというような助言、発言を可能であったのかなと私は思ってるんです。そういうことに対して全く不注意です。不用意です。無防備です。そのことを私は指摘しているんです。町長は答弁で1億5,000万円は、若松・瀬棚地区米飼料利用促進協議会に交付されたんだと言ってますが、それはそこを経由しただけの話です。協議会は協議団体であって事業の実施主体でないんです。改めて申し上げますけれども、事業主体は高橋畜産じゃないですか。高橋畜産の3億5,000万の畜舎新築の事業やったわけじゃないですか。その事実をあなた否定できますか。見え透いたごまかしは私は止めていただきたい。最終的に補助金は、高橋畜産に全額交付されている事実をお認めなっていたいただきたいということを申し上げておきます。

もう一つ今まで触れていなかった問題について改めて触れておきたいと思います。地方自治法第179条第3項の規定にはどうなっているか。専決処分を行った場合には、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならないという手続き規定があるんです。この手続き取りましたか。これは完了してないんですよ。ただ私がそういう質問すると、次は、町長が再答弁で言うことは大体わかってるんです。私は議案を出しましたよということなんです。出したんだから専決処分の手続きは、これは済んでますという答弁されますでしょ。それは予想できるから反論しておきますあらかじめ。この案件は上程されなかったんです町長。上程されないで、結果、審議未了廃案ということになってるんです。なぜ上程しなかったのか。専決処分そのものは違法だという議論を当時の議会運営委員会が結論を出したからなんです。したがってこれは上程するに値しないと、あなたから送付を受けた議案は本会議に提出されなかったんです。提出されない以上は承認手続きは取られていないし、もちろん承認もされていないわけです。ですから何か先ほどの答弁で手続きは完了してるみたいなこと言いましたが全く完了しておりません。必要な事務の手続きは取られていなかったということを申し上げておきます。ついでに申し上げますが、平成28年度及び平成29年度せたな町一般会計決算は、これも上程されず未承認なんです。決算書は確かに出了ましたよ。それを議論しなかったのおまえたちゃんじゃないかという答弁されると思うんですけども、それはそうなりません。議会は真剣に議論して結局はクラスター予算を議決されていないし、議会を通っていないんだからこれを減額修正して決算書を出し直しなさいと。それに対してあなたが従わないで俺は出さないとやったから、結局は28年度決算書、29年度決算書、決算これは上程されないで議論自体がされなかったんです。だから認定されたわけではないけれども不認定でもありません。議会通過してないってことです。ただし29年に限っては、いろいろな経過ありましたけれども特別会計、病院事業会計だけは審査しようじゃないかということで100歩譲って議会側は決算審査を行ってるんです。これは異論もあるんです。どういうことかっていうと特別会計や事業会計の大元になっている一般会計の審査が終わらないのに、そこから補助金や様々な基金が出されている特別会計あるいは病院事業会計審査できるかということなんです。これも一理あるんです。あるけれども、それはクラスター予算の事業の認定、不認定にかかわらず審査できることだからということで、1歩も2歩も3歩も4歩も譲歩して特別会計事業会計の決算審査だけは上げたんです。そういう議会側の現実的な柔軟な配慮ということをあなたは受け止めるべきなんです。改めて申し上げますけれども3月31日の臨時会当日、議案差し替えあるいは追加議案の提出という合法的な方法を用いなかったために、決定的な違反行為を引き起してしまいましたが、なぜ合法的な適法的手段を採用しなかったのか、答弁されておりませんから改めて再質問におきまして答弁されますように強く要求しておきたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 今菅原議員から大変いろいろ具体的な話がありました。具体的に答弁を受けたいという質問事項は2問目に限っていうとどういうふうに整理したらいいんですか。

○11番（菅原義幸君） 私の申し上げることに反論があれば答弁の中でしていただきたいと

いうことです。

○議長（真柄克紀君） 違うという判断であれば…

○11番（菅原義幸君） 事実であれば何も答弁はいりません。

○議長（真柄克紀君） したら最初の合法的な手段の取れなかったことに対する質問には答えていただきたい。わかりました。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは答弁をさせていただきます。当該事業の補正予算に関わる専決処分に至った経緯について説明させていただきます。当事業は、平成28年度の国の補正予算として措置されており、町としては3月31日まで補正予算を措置しなければならないと時間的制約がございました。31日午前10時開催の臨時会に議案の提出ができず、年度末での次の臨時会招集についても時間的に余裕がないということは明らかであり、また私が議長、産業教育常任委員長、副町長の4者協議の際、産業教育常任委員会で継続審査中の案件ということを経由し、議案の提出を議会側から事実上拒まれ、議決しない旨の意思を証明されたものと私は受け止めました。このことから地方自治法第179条第1項の専決処分の要件の議会を招集する時間的な余裕がないこと。また議会において議決すべき事件を議決しないときに当たると判断いたしました。このことから町における農業振興政策において、この事業は必要不可欠なことを勘案して、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分を行ったものでございます。また追加議案や議案の修正等については、4者協議の際、産業教育常任委員会で継続審査中の案件であるということを経由して臨時会への議案の提出を拒まれている状況の中、これは私も考え及びませんでした。

次の課内で共有されてないというご指摘については、議会に対する畜産担当主幹が主に担当しておりましたが、事業等の状況は上司に報告されており情報の共有はされておりました。なお担当主幹が退職するにあたり、平成29年1月23日農務課内で事務引継が行われたという経緯がございます。

それからこの議会になぜもう少し早く報告してなかったのかということにつきましてですが、実は協議会の設立というのはこれは2月16日でございます。それから2月20日クラスター計画認定申請を出しております。2月28日になって内報で受理されているということで速やかに議会にこの旨を報告させていただいたということでございます。そのほかの専決処分の手続きについては1問目で答弁させていただいているところでございます。この議会の手続きということでご指摘がございましたが、これは専決処分については第179条第2項により町長は次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならないとしておりますのでこれは平成29年4月27日、第3回臨時会で提案をさせていただいております。これ議員おっしゃいましたように審議未了になっているところでございます。したがって議会への手続についてはしっかりとやらせていただいております。完了をしているという認識を持っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 町長、今の答弁なんですが、先ほどから言ってますように臨時会に出せるのに議案を出さなかった理由が、今の答弁からいくと議会が反対して出させないようにしたという答弁になると思うんですが、そういうことなんですか。そう判断して、まずそれが一つ。

それからこれは議会の名誉として私のほうからもお伺いしますが、この事案に関してこれは事務局長にも私確認しましたが、その当時の担当課長は、前日に担当課としてもこの事案は初めて知ったという発言をなさっている経緯もあるんです。そういうことも含めた中で、私は畜産クラスター事業はダメだなんて一言も言ってません。ただ先ほど言うように、そこに至る経過の中できちんとした説明がなされてきたのかどうかという話で、なおかつこれは私のほうでしゃべるべき問題じゃないですけど、前日に9時近くまでかかって最終的にどうするんですかという話をした時に、明日出しませんという話をあなたの口から出てる話なんですよこれは。それで私が産業教育の委員の皆さんに、明日は出さないっていうことになったよという話。ですからこれは暫時休憩します。私も議事進行の中でそういうふうに言われるとやはり町側と今答弁者のきちんとした調整と事実を確認しないとそれ以上進められませんので、休憩したいと思います。よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

それで答弁者、それから理事者、議長室に集合ください。

私語は慎んでください。

とりあえず11時まで休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時10分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

若干、遅れましたこと大変申し訳ございません。

先ほどの質問の中にあつた提案に対して議会のほうが拒否して、そういう形の中で専決処分を行ったという見解でございましたので、今、理事側と意見調整をしましたが、その考え方の違いは明確になったままでございますので、再度、菅原議員にその件についての質問の確認をいたします。そのあと町長の答弁を求めます。中身についての確認です。再度皆さんに。

○11番（菅原義幸君） 再質問の中身の確認ですか。

○議長（真柄克紀君） その確認です。菅原議員に確認をいたします。今の論点の件について私が確認するのは、今言う議会がそれを拒否したからだという形に対して、それは違いますよという質問でよろしいんですよねって話です。回数には入りません。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） ただいま議長から再質問の確認を求められましたので簡単に申し上げます。議会は拒否をしておりません。にかかわらず町長の自分の思い込みで議案提出しなかったことを、議会側に責任転嫁して地方自治法179条第1項の合理化を図ろうとすることについては断じて許されないと。そういう立場から質問しているものでございます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほども答弁いたしました。これは継続中の案件ということを理由に議案の提出を議会側から事実上拒まれ、議決しない旨の意思を証明されたものと私は受け止めたところでございます。そういうこと地方自治法第179条第1項に沿って専決処分をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 簡単に再々質問を行っておきます。町長の思い込みで議会が拒否したという決めつけは断じて認められません。その論法で進めるのであれば、これからも議会が拒否したという架空の事実を作り上げてどんどん専決処分につき進むという可能性があるわけです。これは絶対許されないことだということを申し上げておく次第であります。なお町長に求めますが、議会が議案の提出を拒んだという事実を立証する責任はあなたにあります。そういう事実はないんですから、思いこむのは勝手ですが、思い込みということと、事実、議会側が拒否したという挙証責任と混同しないでください。再質問はそれで止めておきますけれども、私はこういうことを申し上げたいんです。行政手続に間違ふこともあるんです。人間のやることですから間違いは絶対ないとは言いませんし、多いよりは少ないほうがいいんですが、問題は間違ったときの取るべき態度の問題なんです。素直にここに間違いがあったと、足らざるところがあったと、その上で、その責任を明らかにし、非を認めて再び繰り返さないということが大事なんです。高橋町長は、いろんな問題について非を素直に認めるっていうことができない町長なんです。これはもう本当に期待外れです。いろいろな理由や答弁ごちゃまぜの理由をくっつけて合理化を図ると。それと私はなぜ妥協できないかという、そういうことが許されてしまうと、それが先例になって同じことを繰り返しても非を咎めるができなくなる。これが議会議員の立場で容認できない最大の理由なんです。これ以上言うとかどくなりますけれども、これで終わっておきます。町長には、ぜひ誤りは誤りとして率直に認めた上で、その誤りを是正した上で5選に向かっていただきたいというふうに思います。

再々質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） ただいまの質問に対する町長の答弁を許します。

○町長（高橋貞光君） ただいまの議員のご指摘はしっかり受け止めて肝に銘じておきたいというふうに思います。しかしながらこの件に関しましては、何度も繰り返しておりますが、適正に行ったという認識をしております。またそして平成30年5月17日の議会との合意につきましても、これはしっかりと合意をさせていただいたところでございまして、このことから専決処分についての問題については終わっているという認識であります。

○議長（真柄克紀君） 町長、3回目の質問ですので、昨日もありましたけど端的に明確に答弁をして終わるというほうがスムーズな議会運営上は楽だと思いますので、その辺も含めてお互い協力しながらやっていければと思います。今の見解の違いについては、これで質問の中で解決したわけではございませんので、これはまたいろいろな形の中で立場として考えていかなければな

らないと思っておりますので、お互いにそうそういう形の中で質問の中で、

○町長（高橋貞光君） 質問者と私のやり取りですから。

○議長（真柄克紀君） いやお互いの立場の中で考えていかなきゃならないでしょって話をしているだけです私は。

○5番（熊野主税君） 議事進行。

○議長（真柄克紀君） 3問目の質問に入ります。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 3問目の質問に入ります。

町長の任期中に雅荘を再開する見通しについて伺います。町長の任期終了まで残すところ3カ月になりましたが、現時点の雅荘の再開の見通しを伺います。

①3月議会で答弁した秘策の詳細と、任期中に再開が可能なのか明確にお答えください。

②恵福会と雄心会の合併で雅荘の再開を実現できますか。IMSグループとの折衝の轍を踏むおそれがないのか、再開を切実に求める町民に対して明確に説明してください。

③きたひやま荘の職員から町に処遇問題で投書が入っていませんか。私は、夜勤をしないと昇給しないと言われ、町の補助金があってもなお不足なのでボーナスのカット分を回すと説明されたこと、事務職と介護職の手当に格差があり、昨年の退職者が8人であることなどの情報を得ていますが、労働基準監督署も事情を掴んでいる模様です。投書の内容と町の対応を伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 3問目の質問にお答えをさせていただきます。1点目、2点目合わせてお答えをいたしますが、秘策につきましては社会福祉法人雄心会での再開が念頭にありました。任期中の再開の可能性につきましては、現時点では明確にお答えできる段階ではございませんが、法人間で実現に向けて協議が進められているところでありますので、町としてもできる限りの支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

3点目ではありますが、ご質問の内容からすると。これは運営する社会福祉法人北檜山恵福会の問題であると、個人情報と極めて密接に関係する事柄であります。仮に公表した場合、職種などから容易に個人が特定されかねず、個人情報保護の観点から取り扱いには慎重であるべきと考えております。ご意見箱の性質上、投書の事実があったか、なかったかを含めて答弁は差し控えたいと思いますのでご理解願います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問させていただきます。

まず恵福会と雄心会の問題ですが、実は総務厚生常任委員長から配付された雄心会と恵福会の基本合意書っていうんですか、5月28日に交わされた書面、これが手元に通っていましたので、これに基づいて少しお尋ねをさせていただきたいと思うんです。要するに町長これ吸収合併なんですね。雄心会に恵福会が吸収される、そういう吸収っていうことなんですね。この資料によりますと定款変更第4条というのがありまして、合併後存続する社会福祉法人の定款の基本は次のとおりとすると。名称は、社会福祉法人雄心会とする。合併の方式なんですが、第1条で甲つま

り雄心会は、乙恵福会を合併して存続し、乙は解散すると。だから雄心会は存続するけれども、恵福会は解散するということですから、わかりやすく言うと吸収と言いますか、世間並みの言葉で言うと身売りしますよということなんです。その事実をまず確認したいと思います。そうしますと、結局、町の中の社会福祉法人が一つ消えて、町外のこれは所在地は、北海道北斗市清水川4の1、つまり町外業者ということになるわけですが、せたな町の恵福会が行っていた介護に関する諸事業を継承するということになるわけです。私はこれはどういうことになるかまだはつきりしたことではないと町長おっしゃってますから、その行く末をしっかりと見極めたいと思いますし、雅荘の再開も現時点で定かではないということですから、少なくとも町長選挙までには解決しないんだなというふうに受け止めましたが、心配なことが一つあるんです。これ結局は長い間うちの町で地元の社会福祉法人が営々として展開してきた介護福祉事業、これが結局、町外の法人が進出してくるということに対して町長の認識はどうなのかなということをお心配しております。一つ申し上げたいのは、私は恵福会を強化して町内の有志の議会協力を得て雅荘再開に至ることが最善だという構想を持って実は臨んでまいりました。当議会でも、もう一遍恵福会と町は話したらどうかという提案を一度ならずした経過がありますけれども、結果、町長が選んでいる道は最初の段階ではイムスに事業を継承するという戦略でありました。それがダメになったところで、秘策なのか何なのか知りませんが、3月22日に町長も恵福会の方と一緒に出向いているんです挨拶に。その上で雄心会のほうに事業の全てを委ねるという方法を取ったようです。これはどうかと思うんです。あなたが町長として進めることですから、それはあなたに委ねる以外ありませんけれども、大きな目で見えていかげなかなというふうに思います。特に違和感を感じるのは、まだ何も明確になっていない4月15日の段階で、町は何ですか組織の職制等ということで特定政策推進室を設置してるんです。今回だけは非常に手回しがいいわけです。素早いわけです。4月15日の設置ですから、まだほとんど何も決まっていない段階で早々と対策をしているということを考えますと、もう町長の構想が相当煮詰まっておって、そこから特定政策推進室というのを設置したのかなというふうに思うんです。気になりますのは室長が所管課長でありますけれども、参事というのがありまして総務課長、財政課長、まちづくり推進課長とこうなってるんです。特に政策推進室ということになりますと、これは財政出動を考えているんだなと、そうではないだろうかというふうに思うんです。その時に私は、雄心会に特化した支援制度ということだけは止めていただきたいと思います。これ先の話になりますけれどもね。法人に対する支援というのは公正公平性保たなきゃないんです。これ町長わかりますでしょ。介護事業者は介護法に基づいて事業展開やってるわけですが、重なる制度改革って言うといいのか、改悪って言うといいのか、経営は非常に苦しいんです。だから地方自治体の何らかの財政支援、政策支援も含めてなんですが、必要だと言う時に雄心会に特化した財政支援ということだけは、私は承服いたしかねると思っています。そこに公平性きちんと担保するように今から考えておいていただきたいと思います。どうしてそういうことを言うかといいますと、この協定書の中にこういうこと書いてあるんです。養護老人ホームも経営できることになってるんですね。やろうと思えばこれできますね。定款変更第4条2の(1)の(ロ)養護老人ホームの経営、せたな町では合併前から

三杉荘の民間移行ということがしばしば課題に上っていることがあるんです。そこまで今話を進めるつもりはありませんが、そうしたことに繋がる基本合意になっているなというふうに私は感じているんです。そうするとますます雄心会に対する行政側の依存度というのは強くなっていて、そのところがそのまま進んでいくと他の介護事業者との整合性がどうなるかという心配があります。そういうことについてないなら無いということをおっしゃっておいていただきたいと思います。

恵福会の問題に移りますが、恵福会の問題については先ほど個人情報に関わることから、お答えできませんということなのですが、私実は局長どうしますが、触れないほうがいいかい。

○議長（真柄克紀君） 今の質問は個人情報に対する内容まで踏み込んでいいのかどうかという意味の発言だと思いますが、そういうことなんでしょうか。

○11番（菅原義幸君） いや個人情報とは個人名は一切ありません。

わかりました。私の自己責任でお尋ねします。実は5月14日付けで、まちづくり推進課の投書箱に投書されていた投書のコピーは入手をいたしております。これは町長、議員の方へという内容で、きたひやま荘の実態が書かれているものであります。ここで内容をいちいち申し上げるつもりはございませんけれども、毎日が苦痛でしかない。給料についてもバラつきがあって、こんなところにはもういられないということを言っていました。他の職員はそう言っていましたというような非常に深刻な内容なんです。これは個人情報ではありませんから、私の責任で町長に問題を提起しておきます。なぜこの問題を取上げたかといいますと、せとな町内で介護の事業所においてこういう実態だということを行政は正確に認識して、その異常な実態に適宜、適切に手を入れる必要があるのではないかというふうに思うんです。そういう立場から問題の提起をしたいと思います。最近、私のところにも口頭で相談をされてきた方がおります。その方は通告しておりますように、内部の職員は大変な状況なんだということを訴えております。具体的に申し上げますが、介護現場のスタッフが少ないので16人いなければならない夜勤体制、つい先日までは12名しかいなかった。だから施設も苦勞して夜勤をするように、夜勤をしていないスタッフに問題提起をすることがあるんだそうですよ。その時にいろんな事情で私無理ですと断った方に、それじゃあ昇給ないぞということを言ったというんです。これが事実とすれば大変なことです。それからボーナスカットがされたわけですけども、町の補助金が不足なので、それを埋めるために回すんだということも言われたというんです。給与表については示されていないと。これ町長ね、せとな町内の介護の現場で、しかも町が前後3回にわたって7,000万も補助した介護サービス事業所の経営する一つの現場の状況の中にこうした問題があるとすれば、これは適宜手を入れていくべき問題ではないのかと思うんです。労働基準監督署のほうでも事情は知っているんだそうです。訴えて電話もしてるし、複数の方々が相談してて、担当者は一遍現場に入りますかということまで言ってるそうです。それから檜山振興局にも多かれ少なかれ同様の悩みをスタッフ複数の方から相談が寄せられているということもあるようであります。地元の自治体にどこまで行政指導の権限があるかということもございますけれども、せっかく町長がここまでのめり込んで雅荘の再開のことで、のめり込んでというのは失礼な言い方ですね。ここまで熱心に雅荘

再開に取り組んでおられるのであれば、この現状をきちんと解決しませんが雅荘再開にたどり着いていくことが可能なかどうかということを私は心配するんです。特に雄心会さんのほうで、恵福会が経営しておられる介護の現場がこういう状態を抱えているということを情報として知っているのかというふうに思うんです。これから経営責任、経営の主体というのは雄心会さんのほうに移っていくでしょうから、そこは正確に認識されて間違いのない対応されるように私は期待したいと思うんです。町長、この間26日でしたか、総務厚生常任委員会で雅荘再開に向けて4人のスタッフが確保されているという趣旨の答弁されましたよね。ところがこれよく確かめると雅荘再開に向けてのスタッフではないようです。現在スタッフが不足していて、その不足しているスタッフの補充の人数じゃないんですか。だっていつ再開されるかわからない将来の雅荘の再開に向けて今から4人も確保できるんですか。返事した方に給料保障なんかはどうするんですか。私はおかしいなと思って疑問に思っていたんですが、町長の発言、会議録調べてませんから断言はいたしませんけれども、もう雅荘再開に向けて4人確保されてますよとこうおっしゃったように印象を受けたんですけれども、もしそうであるとすればそこは町長違いますからぜひ訂正をお願いしたいと思うんですが、いずれにしろきたひやま荘の実情を適切に調べていただいて、入れるべき手があれば手を入れるということを地元の自治体としても可能な範囲で結構でございます、やっていただきたいと思います。必要によっては法的権限を持っている振興局や特に労働基準監督署と連携をして働きやすい、生きがいのある職場にぜひしていただきたいと思います。介護スタッフがこういう状態であれば、施設の主人公1番大事にされなければいけないのは、実は入所者なんです。スタッフが生きがいを持って生き生きと働いて、行き届いた心使いの中で快適な余生を送るということが私は大事だと思いますが、そのためには少なくとも働いている人たちから雇用不安や不満、不信こうしたものを極力なくする作業をしていただきながら、いい環境を作り上げる。良いサービスを提供するということが必要なのだと思います。こういう点で、それは雄心会の問題だ。それは恵福会の問題だと言って突き放さないで我が町の介護福祉事業に関わる町行政のど真ん中の仕事だと捉えていただいて、しかるべく努力をぜひお願いしたいというふうに思いますがいかがでしょうか。お答えいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず雄心会が、今回恵福会と協議をされているということ、ようやくこの第1段目の階段である基本合意が結ばれて、両者、真摯に協議を進めているという段階になりました。町としても大変期待をしているところでございます。町も真剣に取り組むという考えで対応して特定政策推進室も立ち上げて、しっかり対応しようというふうに考えて今そういうことをやっております。全てはこれからの協議になるというふうに思っておりますので、今議員がおっしゃいましたことも含めてしっかり見てまいりたいというふうに思います。それから恵福会職員の処遇に関する問題ですが、これもご意見箱につきましては、今詳しく菅原議員ご存じのことなんだろうというふうに聞いておりました。いずれにしましてもこの問題は、恵福会の問題ということでございまして労働環境についての整備等については、こういうことのないように改善をしておらないとならないなというふうに思っております。町としても、可能な範囲で議員もおつ

しゃっております可能な範囲でしっかりこれを見ていきたいというふうに思っているところでございます。もう少しこの協議が進んで議員皆さんに報告できるようになればいいなというふうに感じているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 町長、他の業者との公平性の担保ということを頭に入れて進めていただきたいというこの質問もあるんで、それについても見解を述べてください。

○町長（高橋貞光君） これについては、これまでも雅荘に対しましては財政支援を入れてきたところでございます。これからどうなるかということは全然今の段階では見当つきませんが、いろいろなことが出てくると、その時には議会とも十分相談させていただきながら対応しなければならないと考えております。

○議長（真柄克紀君） 町長、質問者はそのほかの同じ介護事業者等も含めた中で。

○町長（高橋貞光君） 質問者から。

○議長（真柄克紀君） 確認は、2点目はただその質問だからそれを答えてくださいって言うだけです。私。

町長。

○町長（高橋貞光君） これまでも公平性を欠くような考えでやってるということはございません。これからもそういう気持ちでやりたいと、ただ先ほど申し上げましたように雅に関しましては、これまでも皆さんのご理解、議会のご理解をいただいて財政支援をしてきたところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） そういう答弁をするんだろうなというふうに思っておりしたが、味気ない答弁ですね。もっと腰の入った実のある答弁を私は期待をしておりました。それで一つは恵福会のきたひやま荘の実態についてもう少し伺っておきますが、何らかの形で町長は手を入れるんだろうという答弁をされたように思いますが、再度確認しておきますがどうですか。全く町は関係ないから一切手はつけないよということなのか。可能な範囲で監督署や振興局とも連携を取りながらそこに改めるべき実態があれば適宜提起をして、関係機関と協力しながら是正をするという答弁をされたのか、明快におっしゃっていただきたいと思うんです。投書をした方も、その投書の内容を汲み取ると、行政にぜひ何らかのアクションを起こしていただきたいという切実な願いがそこに記されているわけです。そういう思いに応える情のあるアクションもぜひ起こしていただきたいと思うんです。町長それはダメよって言うんならそれでいいんです。いいんですよ。ってことは、それはそれで私も監督署や必要なところにプレーをするというふうにせざるを得ませんから、ただし行政のほうで適切に動いてアクションを起こすから菅原心配するのと、うちらも頑張るよということであれば、これは町行政に委ねたいと思うんです。そののところを一つ歯に衣着せないで率直にお答えをいただきたいということなんです。まずこれが再質問の一つ。

それから2つ目なんですけども、これまでも財政支援を公平にやってきたしこれからも議会と相談しますって、それはそういうことなんでしょうけども恵福に7,000万出してるんですよ。町長、補助金、で何のことかって言いますと雅荘の赤字経営に対する財政出動これは合計で7,

000万円です。最後の4,000万、3,980万のうちちょっとやり過ぎだということで監査委員から指摘を受けて一部バックになりましたけれども、これは他の介護サービス事業者にとっては、うちらだっているいろいろな経営努力してきて、血のにじむような努力をしてるんだという思いでありますよ。そこにも町長よく思いを致してください。私があえてこの問題を取上げざるを得ないのは、介護事業者に対する財政支援措置平成24年から取りました。正確な表現ちょっと失念しましたが、それを他の介護サービス事業所はいち早く取り入れて介護スタッフに対する給与上の処遇をしてきてるわけです。ところが恵福会のほうは、いや介護職だけ優遇したら他のスタッフとの不公平出てくるし、公平にやろうとすれば恵福会の財政持ち出さなきゃいけないからってということでやらなかったんです。これは前も議会で取り上げてますから町長もご承知だと思いますが、相当あとからやっています。28年からでしたか。その間せっかく国が制度化している優遇措置をみすみす適用せずに済ませてきたという施設側の経営者の判断の問題もあります。それらも含めて出てきている赤字を丸々埋めたとなれば、他の介護サービス事業者はどう思うのかということなんです。だから恵福会と申しますか、雄心会と申しますか、町内の一つの介護サービス事業所だけではなくて公平公正な整合性の取れた支援制度というものを形式化して、その下でそれぞれの介護サービス事業所に適用していくという措置を私は特に求めておきたいと思うんです。そこで心配しますのは町長こういうことなんです。これも少し先の話になりますけれども、雄心会さんに財政措置を取るつもりだとあなたおっしゃいましたね、議会の了解も得ますよとおっしゃいましたよね。その時に、例えば町内の介護スタッフの引き抜き合戦なんていうことが起きたら大変なんです。どういうことかって言いますと既にあるサービス事業所から引き抜いてくると、そうすると引き抜かれたほうはスタッフ不足になりますから直ちに現場は大変なことになる。こういうようなことだけは厳に慎むように行政側も最大の気配り、目配りをする必要があると私は思っています。そういうことも含めて全体的、一体的に必要なスタッフが合理的に確保されるような施策を打たなきゃならんのです町長。そうなりますと町長いいですか、結局私が提唱していたようにせたな町の介護事業持続化協議会というものをきちんと作って、そこに民間事業者も参加させて知恵を絞って協議をして、全ての介護サービス事業者の声や希望が届くように開かれたオープンなシステム作りが必要でないのかと私はそう思うんです。町長の答弁では、いや持続化基金だって既定のお金があるから大丈夫だと。でさっぱり協議会を作るのかどうかも不透明だというような状態なんです、問題の本質、根本的な認識について私は違和感を感じているんです。この人一体どこまで介護事業を真剣に受け止めているのかなと思います。それは私の気宇に過ぎない、菅原の思い違いだとおっしゃるのであれば、今申し上げました介護持続のための基金なり、協議会なりこれを改めて検討していただきますように、再々質問でお尋ね申し上げておきたいと思います。町長質問通告になかったから答弁しないよって言うんじゃないくて、今まで何回も言ってることですから、ぜひお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

まず投書の関係であります。これ投書箱の投書については、この名前の分かる方については、本人に今しっかりと回答をさせていただいているという状況にあります。無記名の投書はこれは本人に回答できませんので、議会と同様の扱いとしているところでございます。恵福会の問題ですが、こうした労働環境ですか、こういった部分についても恵福会に確認をさせていただくということになりますが、可能な範囲でしっかり対応したいというふうに思います。

厳しいこの福祉事業に対する支援のあり方ということでお話がございました。町といたしましてもこれを受けて、新規の雇用などについての支援策を講じているところでございますが、こうしたことにつきましても、今後またさらなる検討を加えたいというふうに思っております。議員提案のこのこともございますので、こうしたこともしっかりと頭に置きながら今後対応してまいりたいというふうに思っております。いずれにしましても恵福会と雄心会のことにつきましては、協議の推移をしっかりと見守って必要な支援をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（真柄克紀君） 以上で菅原議員の3問目の質問を終わります。

ただいまより1時まで昼食休憩といたします。

1時に再開いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（真柄克紀君） ただいまより会議を再開いたします。

午前に引き続き一般質問を議題といたします。

菅原義幸議員、4問目の質問でございます。

○11番（菅原義幸君） 北部桧山衛生センター組合で連続的に発生した不祥事の防止策と組合の解散、脱退問題について町長にお尋ねいたします。

北部桧山衛生センター組合で連続的に発生した不祥事の防止策について構成町としての考えを伺います。

①パワハラ、施設内喫煙、受入禁止タイヤの受入、不適切な会計など不祥事が続発しています。今金町副町長を副組合長にすることで、これらの不祥事を根本的に防止できるのか伺います。

②受入禁止のタイヤをホイール付きのまま埋め立てて問題がないとするのであれば、恒常的に受け入れてもいいのではありませんか。

③組合の日常業務は、構成町の行政や議会の目が届かず、事実上の治外法権状態になっています。行財政改革の観点からも組合の解散もしくは組合からの脱退を決断すべきではありませんか。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

北部桧山衛生センター組合組織の副組合長は今金町長及びせたな町副町長の2名体制であります。組合の不祥事再発防止策として5月11日に開催された衛生センター組合議会全員協議会におきまして、今金町副町長を副組合長に充て、副組合長を3名体制とする組織改編を図ること

としております。副組合長の役割としては、今金町長は筆頭副組合長としてこれまでどおり組合長を補佐していただき、両町の副町長については現場と事務に分かれ業務のチェックにあたり、これまで以上に管理体制の強化を図っていくことで決定され、町としてもその対応に協力していきたいと考えているところでございます。

2点目でございます。

衛生センター組合内に保管されていた574本のタイヤの処分方法としては、新たに予算計上し処理業者に処分を依頼する方法と埋立処分する方法の2通りについて衛生センター組合議会で協議した結果、檜山振興局とも法律上の確認をした上で埋立処分をしたところであります。また衛生センター組合としては、従来よりタイヤの受入については禁止でありますので、ご理解をいただきます。

3点目のご質問にお答えいたします。

この度の事案を教訓に組合運営の姿勢を正し、住民の声に答え開かれた組合となるよう1点目のご質問でもお答えしたとおり、組合組織の管理体制の強化を図り信頼回復に努めていくこと及びこれまでどおり構成2町での運営の継続が組合の総意であることから、組合の解散や組合からの脱退は考えておりませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議長、これ私再質問に入れませんか。

○議長（真柄克紀君） 3人体制にしたことによって不祥事を解消できるかという質問にたいしての根本的な解決になるかということに関しての答弁ですか。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） もう1回言います。不祥事を根本的に防止できるのかどうかというのを聞いているんです。その答えがないんです。まずこれが①。

それから②は、ホイール付のまま埋めて問題がないというんだったら恒常的に受入れたらいいんじゃないですかって聞いているんです。この答えもないんです。

③の問題は再質問でやりますからいいです。

○議長（真柄克紀君） 今の点については質問者の趣旨に沿っての回答、それに対する明確な答えをすべきだと思いますのでしてください。

町長、解決になるかならないか。それと埋立てについて。

○町長（高橋貞光君） 根本的な防止ができるのかということでございますが、そうしたことで取り組んでいるということでご理解いただきたいと思います。

また恒常的に受入れてもいいのではないかとのご質問であったかと思います。これについては、衛生センター組合として受け入れをしていないということでございますから、そもそも良いか悪いかという前に、していないということでご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） ただ町長、埋立てしたということなんだから、じゃあどうするんですかという質問だと思います。そのことに関しては、それは関係ないということではよろしいですか。今の答弁からいくかと。

○町長（高橋貞光君） 埋め立てをしたというのと、受入れをするかしないかっていうのは別問題。

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時12分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

町長。

○町長（高橋貞光君） まず根本的に防止できるかということについては、防止するためにこういうことを決定をしたということで根本的に防止したいというふうに思っております。

ホイール付のタイヤについては、これは不適正に受け入れ衛生センターにあったタイヤをどう処理するかということで組合議会とも相談しながら、埋立処理をしましょうということに決まりました。で恒常的にタイヤを受入れてもいいのではないかという質問に対しては、これはこれまでも、この衛生センターではタイヤの受け入れをしていないということでございますので、そのとおり今進めているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問に入るような心境ではないんですけども一応入ります。まず1点目なんですが、これは答えになっていません。今金の副町長を副組合長にすることでどんな体制になるんですか。何がどう変わるんですか。答弁してないんですよ。副組合長が1人増えたので具体的に例えば現場に毎日行きますよとか、1週間に一遍行きますよとかというふうに具体的な防止策が明確にならないのに、ただ副組合長1人増えたから防止になりますって、そういうことですか、あなたが答弁したのは今そういうことを言ってるんです。そういう答弁なんです。いや首傾げないで、普通に理解してくださいよ。私は反対してるんじゃないんです。それも一つの措置であって、具体的にこういう根拠をもって根本的な改善策になるという説明をしてくれって言っているんです。その答えがないから再質問に入れたいと言ったんですが、私、副町長を副組合長にしたから解決するというそんな生易しい状態だと思いません。先ほど言ったように今金の副組合長も毎日来るんですか。毎週来るんですか。月一遍で来るんですか。形式的な対応策にすぎないのであれば、これは根本的に再検討するように構成町の町長ですからあなたは、構成町の議会の一員として申し上げておきたいと思います。このパワハラ施設、施設内喫煙、禁止タイヤの受入、不適切会計処理、半端でないですよ。組合の議会でどういう処理をしたのか、これは報告された限りで承知をしておりますけれども、私は違った意見を持ってるということを申し上げておきたいと思います。構成町の町長として厳格にこの問題に責任を持った対処をされるように改めて申し上げたいと思いますし、副組合長を1人増やしたからということで解決できるような生易しい問題ではないと、根本的に認識を改めていただきますように再度お尋ねしておきます。

それから2つ目、これも町長答弁になってませんでしょ。受入禁止のタイヤを対応を受け入れ

て、これまでは専門業者にお金を払って町外で処理していたんです。ところがこの500数十本については埋め立てしてしまったっていうんです。そこに対して明快な説明をすべきなんです。町民の中から出てる生の声なんです。いや500数十本埋立てたっていうのであれば、なんも今までだって受け入れてくれたんだから、これからも受け入れてくれたらいいじゃないかと素朴な疑問が出るんです。これに対する答えが何もないんです。組合議会と相談したらダメだっていうからダメにしました。なぜダメにしたんですか。その根拠をきちんと説明しなければ答弁にならないんです。なぜ持ち込み禁止なのか禁止の理由を明確にしてください。その根拠があって禁止にしていたのに、それを受け入れちゃったということが、そもそも間違いの原因だっていうことなんでしょうから、そこをきちんと答弁していただきませんかと質問に答えたことにならないんです。難しいこと聞いているんじゃないんですよ町長、受入禁止にしているタイヤをホイール付のまま埋めた。これで構わないんだということと整合性があるんですかっていうことなんです。二者択一どっちかにしなきゃおかしいんです。だって組合議会の議員の方から報告を受けた限りでは、お金払って専門の処理業者にずっと今まで処理を任せてきたわけでしょ。衛生センターの最終処分地に投入して構わないんだっていうなら、このままやったらいいんじゃないですか。そのところを明確に町民が納得できるように説明すべきなんですよ。ただ議会答弁としてどっちでもいいんだと、どっちもありなんだと、そういう無責任な議会对応はやめてください。問題は住民の疑問に明快に答えなくちゃいけないんですから、そのところ再質問で改めてお尋ねいたします。

それから3点目なんですけども、これまでどおりやりますって身も蓋もない答弁なんです。大丈夫ですか町長、これは2年前の6月議会でも申し上げておりますけれども、ミックス事業を導入した時点で、この問題はすでに方針出してるんです。高い予算をかけて今金町もミックス事業をやりました。せたな町でもミックス事業をやりました。その時の効果の一つとして組合の業務は事実上、ごみ処理業務に集約されるから、組合は広域行政組合として必要なくなるんだと。そうすると経費も削減されるし、両町のメリットだという前提において議会ではミックスに取り組んだという経過があるんです。そのとき私は、衛生センター組合議会の議長をやっておりましたし、我が町においては所管の委員長をやってましたので、その経過は今は副町長ではありませんが、当時の道高副町長もよくご記憶、ご承知のことだろうと思います。それで28年ですか、元来その処理をするべきだったんです。前には検討しましたかって聞いたらまだなんで、今後検討しますっていう答弁でしたが、検討した中身がさっぱり伝わってこないのに、これまでどおりやりますっていうのは少し乱暴じゃないですか。町長くれぐれも間違っほしくないのは、衛生センター組合議会とあなたが相談しても答えにはならないんです。これは構成町の中でどうするかという問題なんです。わかりますか。今金町とせたな町の両町の構成によって成り立っているのが北部桧山衛生センター組合議会ですから、構成町それぞれがどう判断するかという問題なんです。ですから私は構成町の町長として、この広域行政組合の解散もしくは脱退の問題についてどういう見解を持っているかと、その政策判断、政治判断を聞いているんですが、何か一部事務組合の議会と相談してみたらこのままでいくって言ったと、ちょっと答弁ずれてませんか。そこで構成町の町長として、つまりせたな町長としてどう考えるかということに焦点を当てて、もう少

しお尋ねしたいと思うんですが、二つ問題あるんです。一つは質問通告でも申し上げましたように、今の体制は衛生センターの事務局に対して監視の目が届かない、指導の目が届かないと、それは今金の副町長を副組合長にしたことによって解決できるような生易しいものではないということを私は判断しております。つまり目の届かない、言葉はちょっと誤解をおそれずに言えば条件付きで申し上げますが、まさに治外法権状態ですよ。これは一部事務組合であることによる弊害だとあなた思いませんか。

2つ目、行財政改革の観点からも解散もしくは脱退を考えるべきだという提起をいたしました。それで令和3年3月、財政課が総務厚生常任委員会に提出したせたな町財政計画、これは令和3年度から令和12年度10年間にわたるものであります。その22ページに次のようなくだりがあるんです。一部事務組合負担金についてというくくりの中の一文なんですが、中心部分だけ読み上げます。北部桧山衛生センター組合への負担金については、点点点となって増となっております。途中省略いたしますが、今後については、令和3年度から第3最終処分施設整備の基本計画、実施計画がスタートし工事着手が令和5から6年度の2カ年度で計画されております。そこでこのことから負担金の増加が見込まれ、一部事務組合についても今まで以上の事務事業の見直しも急務となってきております。これ財政課が出したということはあなたの政策でしょうよ。何で衛生センター組合の事務事業の見直し拒否するんですか。組合事務事業の見直しっていうと解散もしくは脱退でしょ。人件費2,000万以上合理化できるんですから。その以前にでしたか、何か単独でやったら最終処分場の予算がとんでもない金額で膨れるからダメなんだって言ってましたけども、単独であろうが、組合であろうが造るごみ処分地の工事費用って何も変わらないんです。組合として発注するのか、単位町村で発注するのかという違いはあります。工事金額変わりませんってなんも。単独でやった場合に、単独町村の全て負担かという問題は、これは検討しておく必要があります。その場合は、どちらかの町に提起をして受託するという形の話合いをしておけばいいだけじゃないですか。組合業務の実情と何も変わらないんです。今金町さんがどうしても自分の町が事業主体になりたいということであるならば、私はせたな町内に造るのであればそれはいかがかなと思います。今金にやるのであればそれも一理あるかなと思いますけれども、流れや今の進んでいる計画からいって、現地はせたな町になっていくのかと思います。その場合せたな町が事業を進めて、今金町から受託業務として受け入れる。かかる費用は、均等割、実績割で今までどおりやればいいじゃないですか。ただし支出は議会事務局が合理化される分、あるいは議会が存在しない分、明らかに一部事業の見直しになります。あなたの立てた町財政計画、あなた自身が進めなきゃおかしいんじゃないですかということを申し上げて、再質問終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

まずこのタイヤの受け入れにつきましては、これは副議長も衛生センター組合議員やっておられましたので、おわかりのことと思いますが、これは受け入れは禁止ということで今までずっとやってきております。たまたまこの不適正に受け入れてしまったタイヤ、いわゆるこの保管し

ていた500数十本のタイヤについては、これは処理の方法としては、最初の答弁で申し上げたように二通りございました。そうした中におきまして衛生センター組合議会と相談をして埋立て処理をしたということでご理解をいただきたいと思います。

それから脱退もしくは解散という話でございますが、これは組合議会の中でも検討委員会で検討させていただいて、結果として現状の体制を維持するということに決定しているところでございます。町といたしましても、その決定を尊重するという立場でございます。ただ今の状況のままでいいかということになると、これはやはり事務事業の見直しということも当然これから詰めていかなければならない。ただ考えとしては現状どおり衛生センター組合として、この新たな最終処分の計画を作りながら事業推進していくということでございます。これが衛生センターの決定ということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長、1点目はその3人態勢にした具体的な措置も含めた具体的な策は持ち合わせてるかっていうのかっていうことが出てましたのでその点についても答弁しておいてください。

○町長（高橋貞光君） 不祥事の再発防止、これにつきましては5月11日の全員協議会で、これも一つの副組合長を1名増加して現場と事務ということでチェック体制を強化するという、これは一つの形ですが、このほかにもやはり衛生センター職員に対しても、しっかりそういった今回の不祥事を起こさないというようなことをお互いにチェック機能をしっかりと持つということと、また町民の皆さんに対しましても、この衛生センターの視察あるいはモニターということなども含めて、総合的に再発防止に取り組んでまいりたいというふうに決定したところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） ほとんど答弁なってませんよね。再質問した意味ないですよ、それなら。私は、今金の副町長を副組合長に増員したからといって具体的に何がどう変わるのか根本的な防止策の内容はどうなんだということを聞いてるんです。なんも答えてないじゃないですか。副組合長が1人増えたからといって何がどう変わるんですか。答弁不能というふうに理解しますから、これは再質問から落とします。答えなくてもいいです。それで問題は受入禁止のタイヤの問題なんですけども、なぜ受入禁止にしたのかっていうことを依然としてあなたは答えてないんです。組合側が議会と相談して禁止にしたから禁止なんだと、菅原副議長も議長やっただからおわかりでしょうって、こんな答弁ありますか。受入禁止が根拠があるんであれば、そこを明確にすべきなんです。しかも10年間にわたって、受入禁止のタイヤを受け入れてきたというその事実をどうするのかということも合わせて答えなければ、誠実な噛み合った答弁になりませんよ。これまで発覚していない段階では、結局、組合で予算をわざわざかけて専門業者に処理を任せただけでしょう。つまり現状の組合の施設の中で受け入れたタイヤを捨てることについてはダメなんだということから、わざわざ予算を計上して専門処理業者に外注したんじゃないんですか。そういう予算を計上していないから、鉄くずっていうんですか、物を売って生まれた予算の中から充当したと。そのこと自体が不適切な会計処理だと言って組合の中で、まずかったですというま

とめをしてるわけです。つまり売ったんであれば1回それは収入に入れなきゃないんです。会計に計上しなきゃないんです。その上で別にタイヤ処理業務負担金、名称いろいろあると思うんですけれども、費目を立ててきちんと出さなきゃいけないのに、どんぶり勘定で相殺かけた。こういう不適切な会計がありますかっていう話なんです。そういうことまでやったことが、今回表に出ちゃって、まずかったですよということなんでしょう。ならばこのタイヤの処分についても、町長筋通すべきなんです。筋を通すという意味は、きちんと処理業者に渡して、お金かかってもしょうがないですから、これまで10年間にわたってやってきた業者にですよ、違う業者でもいいけれども、きちんと適切な処理方法で処分なげしなかったのかということを実は申し上げたいんです。そういうことをやっているんであれば、引き続きタイヤ受入禁止だということについては整合性を持ちます。不適切に受け入れてたタイヤだけは、処分地で処分して構わないんだというような理屈が通るかって言ってるんです。それを組合議会と相談して了承を受けたからいいんですって、何の説明もしないで菅原納得しろと言われても、それは納得できませんと申し上げてるんです。これは適正処理困難物として丸々埋めた例がないということ指摘受けてますでしょ。函館だって函館市自体で埋めたことがないという情報を聞いてます。あなたの組合長やっている北部檜山衛生センターでも、専門の許可業者に渡して金払って処分続けてきたじゃないですか。私調べたところでは、このタイヤをなぜ丸々捨ててはダメかっていうと、多分きちんと切り刻んで細かく切って、ホイールを外して捨てるということであればおそらくこれはセーフだと思うんですけれども、今そういう処理能力が無いと、それは無理だということから北部檜山衛生センター組合では受け入れしないということにしたんじゃないんですか。そこのところをはっきりおっしゃってください。その上で町民の皆さんには不適切な受け入れをしたということを明確にした上で、なぜできないのかということの理解、同意、納得これをきちんと得ることが適切な組合業務の処理だと思います。町長違いますか。そうだって一言言ってくれば私4回目の質問まで求めませんから、もう質問回数3回ですから、すきつといきましょうよ、スカッと。くどくなるからあと3つ目の問題、簡単に指摘しておきますが、組合の解散は、重ねて言いますが組合自体が決める話でないんですから、構成町がどうするかっていう話なんです。自治法調べてください。組合解散するときには、結局、構成町の判断が問題になるんです。以前の自治法では、全町の同意が同時に行われなければダメだったんだけど、今は法律が変わって、たしか平成24年でしたかね、構成町単独で議決できることになってるんです。ただし議決をして脱退しますよと通告してから1年間経過期間を置いて、そのあとには脱退できると、その脱退を阻止するすべはないというのが自治法の改正の趣旨だと私は理解しておりますけれども、そういう判断をなぜしないんですかって言っているんです。それは構成町の町長として、構成町の議会と腹割って話をする必要があるかないかということなんです。それも財政計画があなた立てたわけですから、事務事業の見直しということ掲げてるわけですからやりましょうよ。組合解散することによって重大な支障が起きますと、絶対、組合立なければならぬんだと確たる理由、根拠があるならそれは別です。私はそこまで言いません。しかし具体的な主張やさしたる理由がないのに、旧態依然として事務事業の見直しを一切行わないとなれば、あなたの町長としての責任を疑わざるを得

ないと思います。

最後に私申し上げておきます。今回４回目の質問、町長の最後の任期になりますから、もう一般質問やる機会はありませんけれども、おしなべて不誠実ですよ。その場で答弁、どんなに間違っただって繰り返し繰り返しやっていたら時間来て終わりだと。こういうことについては、私は納得いきません。これ申し上げておきます。そういう町長の態度については、いずれ近い将来、必ず住民が審判を下すだろうというふうに私は思っています。

以上で質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） ２点について３回目の答弁を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） まず構成町の解散、脱退のご質問ですが、これは先ほども答弁しました検討委員会で検討させていただいて現状どおりの体制を維持するという衛生センター組合議会の方針でございます。構成町としては、この決定を尊重したいというふうにご考えているところでございます。

次にこのタイヤの問題です。タイヤの問題につきましては、これは先ほど細かくしなければ埋め立てできないという話がありました。それは産廃処理のほうのことでございまして、一般廃棄物についてはそういうようなことではないというふうにご理解をいただきたいと思います。タイヤを受け入れなかった理由、これも答弁しておりますが、新たな負担を生まないことで処理をするということで、またこれも衛生センター組合議会の中で決定をいたしました。それに沿って処分を行ったということでございますので、これはご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） これで一般質問を終わります。

◎日程第２ 報告第１号

○議長（真柄克紀君） 日程第２、報告第１号繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

本件についての提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただ今上程になりました報告第１号繰越明許費の繰越しについてでございます。本件につきましては、令和２年度せたな町一般会計予算繰越明許費におきまして、繰越した予算について地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき報告するものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） 議案その１の２ページをご覧ください。令和２年度せたな町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。記載されている３事業につきましては、年度内の事業完了が見込めないことから、令和２年度補正予算の中で繰越明許費を設定しているところでござ

ございますが、それぞれの事業に係る翌年度への繰越額が確定いたしましたので、ご報告いたします。翌年度繰越額でございますが、２款総務費、１項総務管理費では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業（農業生産事業者経営継続事業）８７万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業２，４５８万２，０００円、６款農林水産業費、１項農業費、担い手確保・経営強化支援事業１，２４８万円となっており、この３事業の総額３，７９３万２，０００円を令和３年度に繰越しをいたしました。この繰越額の財源内訳でございますが、合計額で申し上げますが、未収入の特定財源として、国道補助金として２，６７４万２，０００円、一般財源として１，１１９万円となっております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

報告第１号は報告済みといたします。

◎日程第３ 報告第２号

○議長（真柄克紀君） 日程第３、報告第２号株式会社北檜山観光振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただいま上程になりました報告第２号株式会社北檜山観光振興公社の経営状況についてでございます。地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づきまして、株式会社北檜山観光振興公社の経営状況に関する書類を別紙のとおり提出するものでございます。４ページから９ページまでにつきましては、第２７期の経営状況でございます。同じく１０ページから１３ページまでにつきましては、令和３年度第２８期の営業計画並びに収支予算でございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤英美君） それでは報告第２号の内容についてご説明いたします。

去る５月２７日に開催された株式会社北檜山観光振興公社株主総会におきまして、第２７期事業報告並びに決算報告、第２８期営業計画並びに収支予算が承認され、先般、町に対し経営状況に関する書類の提出がありました。

それではまず４ページをお開きください。第２７期事業報告につきましては、記載のとおりそれぞれ会議や事業を行い地域貢献をしているところでございます。

続きまして次に5ページをご覧ください。第27期の損益計算書でございます。経常損益の部、営業損益の部の売上高は前期と比較して約4,000万円減の1億1,898万8,152円となっております。内容につきましては右側の記載のとおりとなっております。

これに係る売上げ原価につきましては2,715万3,529円となることから、売上総利益は9,183万4,623円となっております。

次に一般管理費につきましては1億2,673万2,849円となっております。内訳につきましては次の6ページの記載のとおりとなっております。

以上のことから第27期の営業利益はマイナス3,489万8,226円となったものでございます。

次に営業外損益の部では、営業外収益が2,592万5,301円で、指定管理料が主なもので、雑収入には、国、道、町の新型コロナウイルス対策に係る各種支援金等が含まれております。経常損失は897万2,925円となっており、法人税住民税及び事業税を加えますと当期損失は917万8,925円となったものでございます。

続きまして7ページでございます。第27期の貸借対照表でございます。下の部分の純資産の部で株主資本金6,914万2,731円で、これは資本金1億円から利益剰余金のマイナス3,085万7,269円を差し引いた金額となっております。

続きまして8ページでございます。第27期株主資本等変動計算書を掲載しておりますが、先ほどの純資産の部と説明が同じになりますので説明は省略させていただきます。

続きまして9ページは監査意見書でございます。

続きまして10ページ、11ページには第28期営業計画並びに収支予算でそれぞれの部門における第28期の営業計画が記載されております。

12ページになります。第28期の収支予算で、売上収入では、宿泊売上5,032万5,000円をはじめとする各部門の売上収入と指定管理料などの営業外収入合わせまして合計1億4,140万5,857円を見込んでいるところでございます。

続きまして13ページには経費内訳書で仕入高2,939万728円をはじめとする各経費を見込み、経費合計1億6,059万5,857円とし、予定総利益はマイナスの2,450万を見込んでおります。これにつきましては新型コロナウイルスの影響を勘案して収支予算を組んだと公社のほうから聞いております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 温泉ホテルの経営状況が去年は大変厳しい状況というのが出てきたのかなと思います。第三セクターでもある温泉ホテルきたひやまが、このような経営状況が続くとなりますと、令和3年度の見通しもかなり無理してるのかな、売上げについても無理してるのかなということで印象を持っております。案の定経費を含めた中で当初からマイナス2,400万と、

このぐらいのマイナス計画だということでもあります。そういう面で町にとっては滞在型の観光施設として大変重要な役割を担っているということの町民の理解もあるんですけども、しかしこのように厳しい経営状況が続いた中で、この町のいろいろな面で経営的なこれまでの流れからすると、基本的にこういう状況について、今後、町も取締役の役割も担ってるわけですので、その辺の基本的な経営に対して町はどのように今思っているのか、それについてお伺いしたいとおもいます。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 第27期の決算それから第28期の営業計画につきましては、この新型コロナウイルスの影響が色濃く出ているわけですので。そうした中で第28期の営業計画でございますけれども、10ページにもございますけれども、そうした中で創意工夫をしてございますが、特にテイクアウトというようなことにつきましては、レストランは前年度を上回っておりますし、また唯一黒字の部分となっております。この令和3年度の4月も新型コロナウイルス感染前の状況までにはいきませんが、前年度を約2%ほど上回ったというような状況で、さあこれからという時に緊急事態宣言というような大きな対応をしなければならないというような状況で、今道高議員がおっしゃるとおり大変厳しい状況が今後も続いていくと思います。そうした中で、このテイクアウトにありますように新たなこのアイデアと言いますか、戦略と言いますか、そういったものを取締役会の中で模索をしながら対応していきたいと思っております。議員ご承知のとおり、このホテルは数少ない雇用の方でもございますので、そうした対応で何とか頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） ホテル開業が今年で26年目を迎えるということで大変大きな役割を担ってきているのかなということでもあります。経営される役員、職員の皆さん方は大変な思いでいられるのかなということでは思っております。しかしながら、やはりこういったご時世の中で真理はやっぱり守っていこうと。そしてまたホテルという町の貴重な財産というものを担うということの役目もあるのかなと思うんですけども、今回専務ですか、役員の中に専務を発令したと新聞で見たんですけども、その辺についてのなんて言いますか、ホテルのそういう戦略的経営の中でもそういうことに決めたのかと思うんですけども、その意図と、それから第28期の計画についても、去年度とたいして大きな事業の新鮮さがありませんけど、これについて今、副町長がおっしゃったように、そういう面での新しい角度からということで、ようするにウィズコロナそれからポストコロナと言うんですか、アフターコロナこういったことにこれから大きく力を入れることによって、全道、全国そうでしょうけども、その力具合によってその経営の安定度というものが大きく左右されてくるのかと思うんです。ですからそういう新しい視点に立った中での宿泊者の受入れだとか、テイクアウトばかりじゃなくて大きなこの収入元になるようなことにももう少し力入れるという方策も取るべきでないかと。そしてまた経費の内訳につきましても維持をするとなるとランニングコストというものがかかるわけですけども、これについてもきちんとした収入に見合う経営体制ということになりますと、やはりこういった経常経費の見直しも含めながら、こ

れは町としての取締役としての役目もあるのかと。最終的には、経営的なこの破綻といいますか、そういったことになりますとこれは大きな課題ということでもありますので、その辺の、今指定管理料として負担しておりますけども、その辺についてもこれから町の考え方というのも大きくなるのかというふうに思うわけでございます。その辺につきましても町長はどのように考えてるのかお伺いしたいと思ってます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） このホテルにつきましては、これまで黒字で順調な経営をされてきておりました。ところがこのコロナの影響、特にこの非常事態宣言の影響をまともに受けるという状況でございます。非常に厳しい我慢の時期というふうになるというふうに思いますが、こうした事業については、様々な外的要因からいろいろ浮き沈みがあるということは、これは想定して事業を運営していかなければならないというふうには思っております。したがって、これは非常事態宣言が明けてコロナが収束をしてということになると、当然、お客さんは戻ってきますし、事業としても、それは随分元の状況に戻っていくものというふうに思っております。で今この我慢の時期に、じゃどうしていくかということが1番の問題ですから、この状況の中でもう一度経営を見直す、体制強化を図るというようなことで来るべきそういった事態、状況、元の状況をしっかり迎えていくということが、これから大事なことというふうに思っております。したがってそういったことが、これから温泉ホテルきたひやまにおいては、この内部の様々な強化というのを進めていっていただけるのではないかと、私たちもまたそういったことを期待していきたいというふうに思っております。またアフターコロナについては、様々な観光振興対策、これも当然手を打って、早く元の日常、元の経営の状況に戻れるように、これは温泉ホテルばかりではなくて、ほかの宿泊事業者についても同じことが言えるというふうに思っております。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 専務についての役割と言いますか、それをしたことによってどのように経営体制が変わるのかということについてお願いしたいと思ってます。

○議長（真柄克紀君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤英美君） 専務につきましては、ご承知のとおりと思いますが、支配人が専務になったということでございます。これにつきましては将来的に常勤する役員の方が経営に関し速やかに対応するために、その専務という職を置いて常勤することによって速やかにあらゆる経営に関する対応をするということで専務を置いたということでございます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 補足させていただきます。温泉ホテルの場合は、社長は非常勤でございます。支配人が全体をカバーするという体制になっておりました。今回、支配人を専務にすることによって、よりこの責任の度合いを明確にすると。もちろん株主でもありますから、そういった責任を取ってもらうということと、専務と今度新しい支配人を置くことになります。そうしたことで経営体質の強化を図ると。それと合わせて職員を育てると、いつまでも社長がずっとやっていけるということではございませんので、そういった将来を見据えて、しっかりと職員を育て

て準備をしていくと、体制の強化を図っていくということも多分目的の一つになっているということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

石原議員。

○9番（石原広務君） 先ほど副町長も貴重な雇用の方ということの答弁がありました。ただ、ホテルの経営自体が、コロナ禍の影響も受けて予算も含めて大変な状況、町長の答弁では、その現場の指揮官、監督というか、そういうことにもすぐに対応できるような形で専務も今度は兼務の形で置くということですが、道高議員の質問をお借りすると第三セクター、町もその経営に入っていっていろいろ協議をする。そういう中で以前から言われてることは、まずこの指定管理料、これは町長の考え、当時から赤字補填だ、いつまでも町からこういった指定管理料として将来にわたって出すことはできないと、いずれ自立していただきたいという基本的な考えがありながら、ただ去年は、コロナの影響で指定管理料として補填もしてます。経営の部分に町が関与する中で、例えば給料の部分、雇用の場ですからパートさんなり仲居さんなりの給料カットしなさいっていうことにならないと思うんです。でも民間の1企業がこういったことになったときには、真っ先に人件費に手をつけるというのが大体の慣例なんです。経費内訳28期の収支予算で、これはもう長年にわたってそうですが、例えば役員報酬、社長の給料も月5万、年間60万って担保されてるんです。そういった諸々に対して町が関与する中で、協議の場で何かしらの指摘あるいは株主の中から、そういったことへの心配する声というか意見というか、そういったことがあったか。町の指摘も含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 従業員の給料の関係のご質問だと思いますが、取締役会の中で給料表の見直しを行ってございます。手元には数字はございませんので具体的に申し上げられませんが、給料はベースアップといいますか上げてございます。取締役会の中では給料、長年据え置いているような状況が一つございましたので、給料表の見直しに手をつけまして待遇改善を図ったというところでございます。ただこういう厳しい状況でございましたので賞与については1カ月の支給に留まっているという状況でございます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 以前に、先ほど町長のほうから長年にわたって黒字だったということでしたが、以前の新聞報道、年度忘れたんですが、観光公社の社長のコメントで指定管理料のおかげで黒字になりましたっていう報道がされて、結構それに対して読者含めて反応があったんです。これ資本金は1億、当時の町が5,100万で4,900万は民間の方含めたその株主、それも言い方は乱暴かもしれませんが食われている状況、今でも食われている、減ってきてるけど残ってるわけです。そういった使い道もどうなんだという声もここに来て出てきてるわけです。確かにコロナ禍で大変な状況で、議会も承認して指定管理料として赤字補填しています。そういった声がある中で民間の飲食店含めた、まあ旅館業もそうですけど、そういった方からもやはり

不公平を感じる部分もあろうかと思うんです。ですから先ほど給料、役員報酬も含めて質問させていただいたんですが、町民皆さんに理解できるような形で今後も町がその経営に関与してるわけですから、町民目線に立った指導、指摘を今後もしていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） まず赤字で資本金にしわ寄せが行っているということにつきましては、これは取締役会の中でも株主に対しては大変申し訳ないということが確認されてございます。それと今、町民目線に立った行政側の指導ということでございますから、これは当然そのように対応していきたいというふうに思ってます。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） これは自治法に基づく報告ですから承ればいいだけの話なんですが、先ほど道高議員から質問ございましたが、専務を置くと、これ当然常勤者になるわけです。支配人が昇格するわけですから後任の支配人を置くということなんですか。わかりました。そうしますと、いわゆる常勤者、給与の面で1人増えるというふうに理解してよろしいのかどうか伺っておきます。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 職員の体制につきましては、現行で専務、そして持ち上がりで支配人とこういうような状況で職員が1名増えるということではございません。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

なければこれで質疑を終了したいと思いますよろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終了いたします。

報告2号は報告済みといたします。

ただいまより25分まで休憩いたします。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時26分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第4、議案第1号令和3年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予

算の総額に5, 275万2, 000円を追加し、補正後の予算総額を85億1, 786万2, 000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、公共施設等総合管理計画更新業務、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、営農用水道等事業特別会計繰出金、防災行政無線デジタル化整備工事費など、行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして、継続費の変更1件、地方債の変更1件をそれぞれお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） それでは内容についてご説明いたします。

はじめに議案その2の4ページ、第2表継続費補正からご説明いたします。継続費の変更でございます。令和元年度から令和3年度までの継続事業であります。防災行政無線デジタル化整備事業について、戸別受信機等の事業費精査に伴い補正後の総額を8億4, 524万円とし、令和3年度の年割額を1億5, 720万1, 000円に変更するものでございます。

次に5ページでございます。第3表地方債の補正でございます。変更する防災行政無線デジタル化整備事業については、戸別受信機等の事業費精査による限度額の変更でございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

それでは別冊の補足資料によりご説明いたします。すでにお目通しいただいているものと思いますので説明は簡潔にさせていただきます。

それでは歳出から説明いたします。補足資料の2ページでございます。議案その2では9ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、国庫補助金の社会保障税番号制度システム整備費補助金72万円の追加により、中間サーバー・プラットフォーム利用負担金に財源を振替するものでございます。6目基金管理費、24節積立金100万円の追加につきましては、町内の1事業所から一般寄附金がありましたので、寄附者の意向に沿って担い手育成基金に積立てするものでございます。7目企画費、12節委託料、公共施設等総合管理計画更新業務198万円の追加は、令和2年度に策定した公共施設個別施設計画等を反映させた公共施設等総合管理計画の見直しを行うため補正するものでございます。15目諸費、18節負担金補助及び交付金、コミュニティ助成事業助成金210万円の追加は、大成区の都本通町内会が祭典に係る音響設備及び半纏を整備するものでございます。次は目の新設でございます。18目低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費430万円の追加をお願いするものでございます。この事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から子育て世帯生活支援特別給付金を給付するものでございます。3節職員手当等29万6, 000円から12節委託料、児童手当システム改修業務60万5, 000円までの100万円の追加は、給付金の給付に関わる事務経費でございます。18節負担金補助及び交付金330万円の追加は、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世

帯に対して児童1人あたり一律5万円を支給するものでございます。対象となる児童の範囲は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童となっております。対象児童数を66人と見込んでおります。全額国庫補助金でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費344万6,000円の追加をお願いするものでございます。特別養護老人ホーム大成長生園は開設してから36年を経過し、建物や設備の老朽化に伴い浴室のタイル剥離や照明器具の腐食が進んでいるため、浴室内部の改修と浴室機器の新設費用の一部をせたな町社会福祉法人補助金交付要綱に基づき補助するものでございます。5目障害者福祉費、14節工事請負費104万円の追加をお願いするものでございます。障害者が共同生活を行う障害者グループホームのぞみにおいて、感染リスクの低減を図るためトイレ及び洗面所等の自動水洗化の改修工事を行うものでございます。6目福祉施設管理費、10節需用費、修繕料60万円の追加は、はまなす荘の集合煙突のモルタルが剥がれているため集合煙突修繕として20万円、大成生活館のダクトの腐食により雨漏りしている集会室天井等の修繕として40万円の追加をお願いするものでございます。7目老人ホーム運営費187万円の追加をお願いするものでございます。会計年度任用職員の栄養士についてフルタイムからパートタイムに勤務変更することに伴い、1節報酬152万7,000円、3節職員手当等8万3,000円、8節旅費、費用弁償26万円を追加するものでございます。

次に資料の3ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、27節繰出金、営農用水道等事業会計繰出金500万円の追加は、瀬棚営農用水道基本構想策定業務に係る経費によるものでございます。2目予防費、12節委託料、健康管理システム改修業務11万円の追加は、ロタウイルスワクチンが令和2年10月から定期接種化されたことに伴い、個人の予防接種歴を確認できるようシステム改修するものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金、新規就農研修支援事業補助金の132万円の追加は、第三者継承に向けた就農前の実践研修に対して補助するものでございます。

7款1項ともに商工費、1目商工振興費70万7,000円の追加をお願いするものでございます。12節委託料、小型風車撤去業務69万円の追加では、グリーンパレス、パークゴルフ場に設置してある小型ハイブリット風車が経年劣化により長期間発電はしておらず、風車本体の腐食や破損により倒壊する危険性があるため撤去するものでございます。

9款1項1目ともに消防費では、檜山広域行政組合消防費負担金73万8,000円の追加でございます。補正内容につきましては、別冊で配布しております檜山広域行政組合関係予算事項別明細書（第1回）でご確認いただけますが、新採用職員の消防学校初任教育に関わる費用として、消防署経費分73万6,000円の追加、瀬棚消防団LEDバルーン照明機購入による消防団経費分2,000円の追加でございます。3目防災行政無線管理費では、戸別受信機等の事業費精査による防災行政無線デジタル化整備工事3,674万円の追加でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費48万2,000円の追加については、新規外国語指導助手が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度内の来日予定が令和3

年度中になることから赴任旅費及び渡航費用負担金の追加をお願いするものでございます。

次に４ページでございます。２項小学校費、１目学校管理費９６１万８、０００円の減額につきましては、１２節委託料では、松岡、富里方面のスクールバスをスクールハイヤーへ変更したことにより、スクールバス運行業務１、４６１万８、０００円の減額、１３節使用料及び賃借料では、松岡、富里方面のスクールバスからスクールハイヤーに変更したことによるスクールハイヤー使用料５００万円の追加となるものでございます。３項中学校費、２目教育振興費、１８節負担金補助及び交付金、修学旅行貸切バス支援補助金１４７万４、０００円の追加をお願いするものでございます。この補助金は、中学校が実施する中学校旅行費用の保護者負担の軽減を図るため、修学旅行で利用する貸切りバス料金の全額を支援するものでございます。

これに係る主な歳入であります。戻りまして資料の１ページからでございます。議案その２では７ページと８ページとなります。１２款分担金及び負担金、１項負担金、１目民生費負担金、１節社会福祉費負担金では、入所措置費の単価改正に伴い老人ホーム入所措置費負担金１４３万６、０００円の追加でございます。

１４款国庫支出金、２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金、２節児童福祉費補助金では、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金４３０万円の追加は低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に充当するものでございます。

１７款１項ともに寄附金、２目一般寄附金では、町内事業者からの寄附１件、１００万円の追加は、担い手育成基金積立金に充当するものでございます。

１８款繰入金、１項基金繰入金、３目担い手育成基金繰入金１３２万円の追加は、新規就農者促進事業に充当するものでございます。

１９款１項１目ともに繰越金では、前年度繰越金５００万３、０００円の追加でございます。

２０款諸収入、４項１目ともに雑入、１節総務費雑入では、大成区の都本通町内会が祭典に関わる音響設備及び半纏等に充当するコミュニティ助成事業助成金２１０万円の追加でございます。

２１款１項ともに町債、４目消防債では、戸別受信機等の事業費精査による防災行政無線デジタル化整備事業債３、６８０万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

横山議員。

○８番（横山一康君） 補足資料の３ページ、４款衛生費、営農用水道等事業特別会計の繰出金の５００万円についてお伺いしたいと思います。あとから特別会計のところで聞いてもよかったのかもしれませんが、先に質問させていただきます。この業務、瀬棚営農用水道基本構想策定業務、この具体的な内容と今後の流れについて話せる範囲で教えていただければと思います。

○議長（真柄克紀君） 平田建設課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 瀬棚営農用水道の基本構想策定業務についてご説明させていただきます。瀬棚の営農用水道に関しましては、整備後４０年が経過しております。施設の老朽化

により維持管理に苦慮していることから、更新について検討しているところでございました。昨年末に農務課を通しまして、檜山振興局農村振興課から道営の農村整備事業の営農用水事業の説明を受けまして、事業未実施に向けて振興局と協議を重ねてきたところです。その結果、更新の必要性が認められまして、今年度に入りまして事業の採択の見込みを受けました。事業実施に当たりまして、北海道の政策評価条例に基づきます公共事業事前評価を受ける必要がございまして、町の基本的な整備方針や事業量を整理するため、今回、基本構想の策定が必須であるということを示されました。それで今回その策定費用についての予算をお願いしております。

今後のスケジュールになりますが、この事前評価に向けまして、来年度、公共事業事前評価を受けることになるんですが、令和4年度、5年度で北海道による実施計画を策定されます。令和5年度には農水省のヒアリングを受けまして、順調にいきますと令和6年度事業採択、実施設計という流れになりまして、工事のほうは令和7年度からということで想定スケジュールとして進めております。これからも振興局と連携いたしまして事業のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 横山委員。

○8番（横山一康君） これ私、地元の農家の方から営農用水道の老朽化の問題ですとか、漏水の問題、結構頻繁に聞いております。ですから今回このような予算措置していただいたことは、大変ありがたいことだなというふうに思います。ぜひこの水道、水のインフラっていうのは、今後ね、今、国でも騒がれています。いろいろなところで耐用年数を超えてる水道があるというふうなことです。そして特にこの営農用水道というのは、酪農家が多いので、水というのは非常に大切なもの、これ死活問題になりますので、ぜひこの採択きつと漏れることはないかと思うんですが、しっかり事業採択されるように町一丸となって取り組んでいただければというふうに要望します。

○議長（真柄克紀君） 答弁いますか。

○8番（横山一康君） お願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 平田建設課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 想定スケジュールどおり実施できるように、こちらのほうも対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 4ページの教育振興費、中学校費の147万4,000円今回補助金を付けたわけです。これ新年度の予算の中で大変議論をされた記憶あるんですけども、大変厳しい状況ということで、やはり中学生のこの修学旅行については、バス代も大変父兄の負担が大きいものだという町の大きな課題ということで認識して、今回、補正でこうやってなったんですけども、私はやっぱりこの3月でやって、今6月ですけど3カ月後にこういうふうに付けるんだったら、きちんと当初予算で付けるべきだったなと私は思うわけです。それで中学生のこの48名で

すか、大成、瀬棚、北檜山中学校48名いらっしやると。それでバス代を持たないと大変な金額負担になるわけです。だからそういう面で、まず147万4,000円というこの使うことについては町長は前向きに考えてもらったのかと思うんですけども、その辺を町長きちんとしたこういう中学生に対しての修学旅行、これ1番やっぱり学生の中でも本当に記憶に残るし、思い出に残るということで私はやっぱり当初予算で付けるべきで、もう3カ月後にこうやってやるんだったらそういうことです。だからその辺の基本的な考え方がまずどうなのかと。それからやはり1人あたりの負担金がまだまだ5万5,000円ですか、これはせたなの中学生であれば負担は同じっていうねこの考え方というのもあってもいいのかと思うんです。バラバラですよ。父兄の負担、3校バラバラですよ。だからその辺の基本的な考えというのはどこの中学校に上がったとしてもせたなの生徒であれば同じ負担にしようというのが、本来だと思うんです。その辺も含めたこれからの、今回を契機にこういった支援というのは、毎年やられるのかどうかということも、その辺もちょっと確認させていただきます。

○議長（真柄克紀君） 予算は町長じゃないですか。

町長。

○町長（高橋貞光君） 今回補正させていただいた状況については議員の皆さんもご承知のことというふうに思っております。あえてここで申し上げませんが、ただこの3区の中学生の修学旅行の経費の差が貸切りバス代が随分格差があると。これは生徒数で割るものですから、どうしてもそういう状況になるということで今回この部分について補正をさせていただきました。そのほかの部分については、やはり行く先の施設、例えば施設見学にしてもその入場料の差だとか、いろいろ出てきますので全く同じということにはならないということで、その部分についてはご理解いただきたいと。行く先の経費がやはり少しずつ変わってくるということでございますので、旅費にしてもですね。そういうことでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 3校これ秋田だとか、青森、岩手ですか。これそれぞれ違うんですか、行き先が。そういう面では差があるかと思います。それでこれは毎年こういうことでこの事業について教育委員会としては考えてるのかどうかということ教育長の見解をお願いします。

○議長（真柄克紀君） 教育長。

○教育長（小板橋司君） この事業につきましては、やはり保護者の軽減負担になると思いますので、今年だけということではなくて続けていきたいというふうに思っております。

それと先ほど行き先の話でしたけども、現状では大成中学校、瀬棚中学校、北檜山中学校行く日にちも違いますし、行く場所も微妙に違ってますので、そこで旅費のところで差額が出てくるのはあるかと思うので、ただ今、来年に向けて瀬棚中学校と大成中学校の合同もしくは乗り合いの修学旅行を検討しますので、そこは同じになっていくのかなというふうには考えてます。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長(真柄克紀君) 日程第5、議案2号令和3年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から104万4,000円を減額し、補正後の予算総額を10億4,983万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、人事異動に伴う人件費の精査及び権利擁護人材育成事業の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長(樋口 靖君) 議案の21ページ歳出からご説明いたします。

はじめに1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で81万円の減につきましては、職員の異動に伴う人件費の精算によるものです。

次に3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、2目一般介護予防事業費(一般財源分)7万5,000円の追加は、配食サービス用保温容器購入に伴う増額であります。

22ページをお開き願います。同じく3項包括的支援事業・任意事業費、4目任意事業費(一般財源分)30万9,000円の減につきましては、権利擁護人材育成事業の市民後見人養成講座について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いオンライン配信による形式変更となったことにより減額するものであります。

これに伴う歳入でございますが、20ページにお戻りいただきたいと思っております。3款国庫支出金、2項国庫補助金、6目権利擁護人材育成事業補助金では、市民後見人養成講座をオンライン配信による形式に変更したことによる30万9,000円の減額。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金では、一般介護予防事業費、一般

財源分の配食サービス用保温容器購入に伴う増額により 7 万 5, 0 0 0 円の追加、同款同項 3 目のその他一般会計繰入金では、人件費の精査により 8 1 万円を減額しまして、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 6 議案第 3 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 6、議案第 3 号令和 3 年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 5 0 0 万円を追加し、補正後の予算総額を 2, 4 0 3 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

その主な内容でございますが 2 6 ページでございます。歳出では、2 款資本的支出、1 項建設改良費、2 目営農用水道事業費におきまして、瀬棚営農用水道施設更新にあたりまして、道営農村整備事業の事業採択に向けまして、基本計画、計画給水量、概算事業量などの整理をするための瀬棚営農用水道基本構想策定業務につきまして補正をお願いするものでございます。

歳入では、一般会計補助金をもって収支の均衡を図っております。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容はただいまの提案理由の説明で、ご理解をいただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（真柄克紀君） 日程第7、議案第4号令和3年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1,511万9,000円を追加し、補正後の予算総額を5,645万9,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、修繕料や風力発電事業基金積立金などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤英美君） それではご説明申し上げます。議案の30ページの中段部分の歳出からご説明申し上げます。1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費、10節需用費で400万円の増、これは緊急の風車の修繕に備えるため補正するものでございます。12節委託料で195万4,000円の増、風車1号機及び2号機のオイル交換等の業務メンテナンスを行うものでございます。24節積立金では916万5,000円の増額で風力発電事業基金に積立てするものでございます。

これに対する歳入ですが上段部分でございます。3款諸収入、2項雑入、2目罹災保険金で1,511万9,000円の増額で、これは風力発電施設損害保険の利益補償保険金分を持ちまして収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終了しました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 5 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 8、議案第 5 号せたな町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第 5 号せたな町税条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要な規定の整備をするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱登税務課長。

○税務課長（濱登幸恵君） それでは、せたな町税条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。まず条例改正にあたりましては、令和 3 年度地方税制改正を踏まえまして、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令などの施行に伴いまして、本条例の改正を行うものでございます。

議案は 1 ページから 9 ページまでが改正文、10 ページから 26 ページまでが新旧対照表となっておりますが、内容につきましては、別紙せたな町税条例の一部改正の概要により主な内容のみ説明させていただきます。A4 横 2 枚ものでございます。

それでは資料により説明させていただきます。町民税関係でございます。第 36 条の 3 の 2 第 4 項、次の第 36 条の 3 の 3 第 4 項、2 つ下になります。第 53 条の 9 第 3 項、第 4 項では、源泉徴収関係書類について電子データで提出する場合、要件の緩和措置を講じたものでございます。附則第 26 条第 2 項では、新型コロナウイルス感染症に係わる住宅借入金特別税額控除に係わる改正でございまして、住宅ローンについて所得税から控除しきれない額を控除限度額範囲内で個人住民税から控除する措置期間を 10 年から 13 年に再延長するなどの特例措置の規定を追加す

る改正でございます。附則第6条では、一般用医薬品などの購入費を支払った場合、医療費控除の特例でありますセルフメイデーション税制について、対象薬品の見直しをした上で5年延長し、令和9年度までとする改正でございます。

次のページでございます。固定資産税関係でございます。丸の4つ目の附則第11条から次のページ、附則第15条までにつきましては、令和3年度固定資産税の評価替えに伴い税額が増加となる土地について、前年度の税額に据え置くなどの負担調整措置をそれぞれ令和5年度まで延長とする改正でございます。

次に軽自動車税関係でございます。丸の2つ目の附則第15条の2、次の附則第15条の2の2では、環境性能割について臨時的に1%軽減されております措置を令和3年12月31日まで、また附則第16条では、種別割について燃費性にすぐれた車両を対象とするグリーン化特例措置を新基準を設けた上で、令和5年3月31日まで2年間それぞれ延長する改正でございます。

その他関係につきましては、令和2年の改正条例について法律改正による規定の項ずれを改正するものでございます。それぞれの改正に関わる施行日については、表の右側に記載のとおりとなっております。なお、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（真柄克紀君） 日程第9、議案第6号せたな町手数料条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第6号せたな町手数料条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことから、所要の規定の整備を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口善秋君） それでは議案第6号せたな町手数料条例等の一部を改正する条例について内容を説明させていただきます。本条例の一部改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例、いわゆる番号利用法が改正され、個人番号カードの発行、運営体制の抜本的強化、個人番号を活用した情報連携、特定個人情報の提供範囲の拡大などに関する法律の改正が行われたことから本条例を改正するものでございます。

内容につきましては、議案書29ページ新旧対照表をご覧ください。右が改正前、左が改正後となります。第1条はせたな町手数料条例の一部改正でございます。別表第1でございます。改正前の下線部、個人番号に関する事項、個人番号カード再交付手数料1枚につき800円を、改正後では削るものでございます。これは番号利用法の改正により個人番号カードの発行主体が、地方公共団体情報システム機構であることが明確化され、同機構が個人番号カードの再発行手数料を徴収するものと法律改正があったことからこの規定を削るものでございます。

次に、第2条せたな町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございます。改正の内容につきましては、番号利用法の改正により転職地等において、使用者間での特定個人情報の提供が可能となったことから引用する規定の整理を行うものでございます。第1条及び第5条第1項中、改正前の下線部、第19条第10号を、改正後では、第19条第11号にそれぞれ改めるものでございます。

30ページをお開き願います。第3条は、せたな町個人情報保護条例の一部改正でございます。改正の内容につきましては第2条と同様でございます。第32条第2項中、改正前の下線部、総務大臣を、改正後の下線部では、内閣総理大臣、改正前の下線部、第19条第7号を、改正後の下線部では、第19条第8号に、改正前、下線部同条第8号を、改正後の下線部では、同条第9号にそれぞれ改めるものでございます。附則としましてこの条例は令和3年9月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 7 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 10、議案第 7 号せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第 7 号せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条文との整合性を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは議案第 7 号せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について内容を説明させていただきます。このたびの条例改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、基準の用語の整理が行われたため、本町で定める条例においても国の基準に倣い改正するものでございます。

議案書の 33 ページ新旧対照表をご覧ください。右が改正前、左が改正後となります。第 42 条では、特定教育保育施設等との連携について規定されておりますが、第 4 項第 1 号中、児童福祉法第 24 条第 3 項の次に、改正後の下線部で（同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を加え、第 5 項中、改正前の下線部、行う者を、改正後では、下線部、行う施設に改めるものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 8 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 11、議案第 8 号せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第 8 号せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条文との整合性を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口善秋君） それでは議案第 8 号せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について内容を説明させていただきます。このたびの条例改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い基準の用語整理が行われたため、本町で定める条例についても、国の基準に倣い改正するものでございます。

議案書の 37 ページをお開き願います。理由が改正前、左側改正後となります。第 6 条では、保育所等との連携について規定されておりますが、第 6 条第 1 号中、改正前の下線部、第 3 号を、改正後の下線部では、以下この条に改め、同項第 3 号中、この号の次に、改正後の下線部、及び第 4 項第 1 号を加え、同条第 5 項中、改正前の下線部、行う者を、改正後では下線部、行う施設に改めるものでございます。

38ページをお開き願います。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号

○議長（真柄克紀君） 日程第12、議案第9号せたな町障害者グループホーム条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第9号せたな町障害者グループホーム条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。障がいのある人に対する誤解や偏見の観点から、グループホームの名称を変更するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） せたな町障害者グループホーム条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。はじめに改正の趣旨でございますが、町は法律名や条例名、規則名をはじめ、法律や条例等の中で使用される法令用語や専門用語等を除いては、ひらがなのがいを用いることとして取扱いをしてきていることから、今回、町民に広く接することとなる施設の名称を変更するため条例改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、41ページの新旧対照表をご覧ください。右が改正前、左が改正後となります。第2条のグループホームの名称について、改正前のせたな町障害者グループホームのぞみを、改正後は、漢字の害をひらがなに表記にしたせたな町障がい者グループホームのぞみ

に改めるものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 10 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 13、議案第 10 号せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第 10 号せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置に対する国の財政支援の継続実施に伴い、令和 3 年度の介護保険料の減免の取扱い等に係る規定の整備を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。はじめに改正の趣旨でございますが、昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免規定を整備し取り進めておりましたが、令和 3 年度においても国からの財政支援が継続されることとなったことから、所要な規定の整備を図るため条例改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、45 ページの新旧対照表をご覧ください。右が改正前、左が改正後となります。附則の第 13 項中、令和 3 年 3 月 31 日を令和 4 年 3 月 31 日と 1 年間の延長をし、

同項第1号では、感染症法における新型コロナウイルス感染症の定義を引用し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症に改め、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者を（以下「主たる生計維持者」という。）の文言を追記し、第2号の文中においても改正をするものであります。

46ページをお開き願います。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第13項及び第14項の規定は、令和3年4月1日からの適用とすることとし、経過措置では、令和2年以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の第13項の規定の適用については、同項第2号イ中、令第22条の2第1項とあるのは、健康保険法施行令等の一部を改正する政令、（令和2年政令対381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項と読替え規定を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

休憩 午後3時22分

再開 午後3時30分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

◎日程第14 同意第1号ないし日程第28 同意第15号

○議長（真柄克紀君） 日程第14、同意第1号せたな町農業委員会委員の選任についてから日程第28、同意第15号せたな町農業委員会委員の選任についてまでを一括議題といたします。

原田喜博君の退席を求めます。

（原田喜博君退席）

○議長（真柄克紀君） 本15件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議案その3の47ページから75ページでございます。ただいま一括議題となりました同意第1号から同意第15号までの提案理由を申し上げます。

せたな町農業委員会委員に次の15名の方を任命したいので、農業員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の選任同意を求めるものでございます。住所、氏名、生年月日等につきましては、記載のとおりでございます。

よろしくをお願いします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。

同意第1号について質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これから本案について起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（真柄克紀君） 起立多数です。

よって、本案は同意することに決しました。

次に同意第2号について質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これから本案について起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（真柄克紀君） 起立多数です。

よって、本案は同意することに決しました。

次に同意第3号について質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これから本案について起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（真柄克紀君） 起立多数です。

よって、本案は同意することに決しました。

次に同意第4号について質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これから本案について起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（真柄克紀君） 起立多数です。

よって、本案は同意することに決しました。

次に同意第5号について質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これから本案について起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案について同意することに賛成の方はご起立願います。

（起立する者あり）

○議長（真柄克紀君） 起立多数です。

よって、本案は同意することに決しました。

次に同意第6号について質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案について同意することに賛成の方はご起立願います。

(起立する者あり)

○議長(真柄克紀君) 起立多数です。

よって、本案は同意することに決しました。

次に同意第7号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから本案について起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案について同意することに賛成の方はご起立願います。

(起立する者あり)

○議長(真柄克紀君) 起立多数です。

よって、本案は同意することに決しました。

次に同意第8号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから本案について起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案について同意することに賛成の方はご起立願います。

(起立する者あり)

○議長(真柄克紀君) 起立多数です。

よって、本案は同意することに決しました。

続いて同意第9号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから本案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案について同意することに賛成の方はご起立願います。

(起立する者あり)

○議長(真柄克紀君) 起立多数です。

よって、本案は同意することに決しました。

次に同意第10号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから本案について起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案について同意することに賛成の方はご起立願います。

(起立する者あり)

○議長(真柄克紀君) 起立多数です。

よって、本案は同意することに決しました。

次に同意第11号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから本案について起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案について同意することに賛成の方はご起立願います。

(起立する者あり)

○議長(真柄克紀君) 起立多数です。

よって、本案は同意することに決しました。

次に同意第12号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから本案について起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案について同意することに賛成の方はご起立願います。

(起立する者あり)

○議長(真柄克紀君) 起立多数です。

よって、本案は同意することに決しました。

次に同意第13号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから本案について起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案について同意することに賛成の方はご起立願います。

(起立する者あり)

○議長(真柄克紀君) 起立多数です。

よって、本案は同意することに決しました。

次に同意第14号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから本案について起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案について同意することに賛成の方はご起立願います。

(起立する者あり)

○議長(真柄克紀君) 起立多数です。

よって、本案は同意することに決しました。

次に同意第15号について質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから本案について起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案について同意することに賛成の方はご起立願います。

(起立する者あり)

○議長(真柄克紀君) 起立多数です。

よって、本案は同意することに決しました。

原田喜博君の入場を求めます。

(原田喜博君入場)

◎日程第29 意見書案第1号

○議長(真柄克紀君) 日程第29、意見書案第1号義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元30人以下学級など教育予算確保拡充と就学保障の実現に向けた意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤等議員。

○10番(平澤 等君) 意見書案、義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元30人以下学級など教育予算確保拡充と就学保障の実現に向けた意見書案でございます。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されず教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度であり、この制度における国の負担率が2006年に2分の1から3分の1に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1へと復元することが重要でございます。このため国においては、義務教育費の無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率の2分の1の復元、早急に実効性のある教職員の超勤多忙化の解消、30人以下学級の実現など以下の項目について、地方自治法99条に基づき、教育予算の確保、拡充、就学保障の充実を図るように意見いたします。

記として、1つ国の責務である教育の機会均等、水準の最低保障を担保するために義務教育費を無償となるように求めます。少なくとも義務教育費国庫負担制度堅持し、当面、義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に復元されるよう要請いたします。教育費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。含めて5点の要請を地方自治法第99条の規定に基づき提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第30 発議第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第30、発議第1号せたな町に放射線物質等を持ち込ませない条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

横山一康議員。

○8番（横山一康君） ただいま上程されました発議第1号せたな町に放射性物質等を持ち込ませない条例の制定についての提案理由を申し上げます。

北海道では、特定放射性廃棄物の持込みは受入れがたいとする条例が制定されており、本町をはじめ道内の自治体は同条例を遵守することが求められております。せたな町の豊かな大地と海に恵まれた美しい自然環境は、町民の豊かな暮らしを支える貴重な財産であり、私たちには、このかけがえのない郷土を将来にわたって保護し継承していく責務があります。このように町民の生命、財産、豊かな自然環境を守る姿勢を明らかにするため、本条例を制定しようとするものであります。

本条例につきましては、議案その4、7ページの記載のとおり、第1条の目的から第5条町民の責務についてまで5つの条で構成し、公布の日から施行するものです。

以上、地方自治法第112条の規定により提案いたしますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第３１ 発議第２号

○議長（真柄克紀君） 日程第３１、発議第２号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎閉議宣告

○議長（真柄克紀君） 以上で、今定例会に付議されたすべての案件の審議は終了しましたので、これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（真柄克紀君） 以上をもって令和３年第２回せたな町議会定例会を閉会いたします。

どうも長時間にわたりご苦労さまでした。

閉会 午後３時４６分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年7月5日

議 長 真 柄 克 紀

署 名 議 員 本 多 浩

署 名 議 員 橋 本 一 夫